

飛島村津波避難計画

令和5年3月改定

飛島村

目 次

第 1 章	総則	1
1.	計画の目的	1
2.	計画の修正	1
3.	用語の定義	1
第 2 章	津波避難計画	3
1.	津波浸水想定区域	3
2.	津波災害警戒区域	8
3.	避難対象地域の設定	9
4.	避難困難地域の設定	10
5.	緊急避難場所等、避難路等	11
6.	初動体制	22
7.	避難誘導等に従事する者の安全確保	31
8.	津波警報等、地震情報等の収集・伝達	34
9.	避難指示の発令	40
10.	津波対策の教育・啓発	41
11.	避難訓練の実施	41
12.	来訪者等の避難支援	42
13.	臨海工業地域の避難計画	42

第 1 章 総則

1. 計画の目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するため飛島村の基本的な対応方針を定めた津波避難計画である。

2. 計画の修正

本計画は、新たに公表される津波浸水想定や地震被害想定、土地の利用状況等の変化や自主防災組織等が作成する地域津波避難計画と整合性を図るため、必要に応じ、適宜修正を行うものとする。

3. 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義等は次のとおりである。

表 1-3-1 用語の定義

No	用 語	定 義
1	津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときに浸水が及ぶ区域をいう。
2	津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項に基づき、愛知県知事が指定・公示した区域をいう。
3	避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域及び津波災害警戒区域に基づき村が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域及び津波災害警戒区域よりも広い範囲で指定する。
4	避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
5	避難目標地点	津波の危険から避難するために、可能な限り避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない場合がある。
6	避難路	避難する場合の道路で、村が指定する。
7	避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。
8	指定緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に基づき、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するために村が指定するもので、一定期間被災者が滞在する指定避難所と異なり、命を守ることを優先し、緊急的に避難する場所を指定する。
9	津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を村が指定する。

No	用 語	定 義
10	指定避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。災害対策基本法第 49 条の 7 の規定に基づき、原則として村が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。
11	広域一時滞在	改正災害対策基本法第 86 条の 2 又は第 86 条の 3 の規定に基づき、自治体間の協議により、一つの市町村の区域を越えて被災住民を避難させることをいう。
12	災害時要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児など、災害応急対策において、特別な支援を必要とする者をいう。
13	避難行動要支援者	災害時要配慮者のうち、災害が発生又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。

第2章 津波避難計画

1. 津波浸水想定区域

愛知県では、平成 24 年度に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の想定地震津波 11 モデルのうち、愛知県への影響が大きいと想定される 5 ケースを選定（図 2-1-1）した。選定したケースによる津波シミュレーション結果の重ね合わせにより、最大となる浸水域、浸水深を抽出した。

本計画において対象とした、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月、愛知県）」の最大クラスの津波（L 2 津波）による本村の被害を示す。

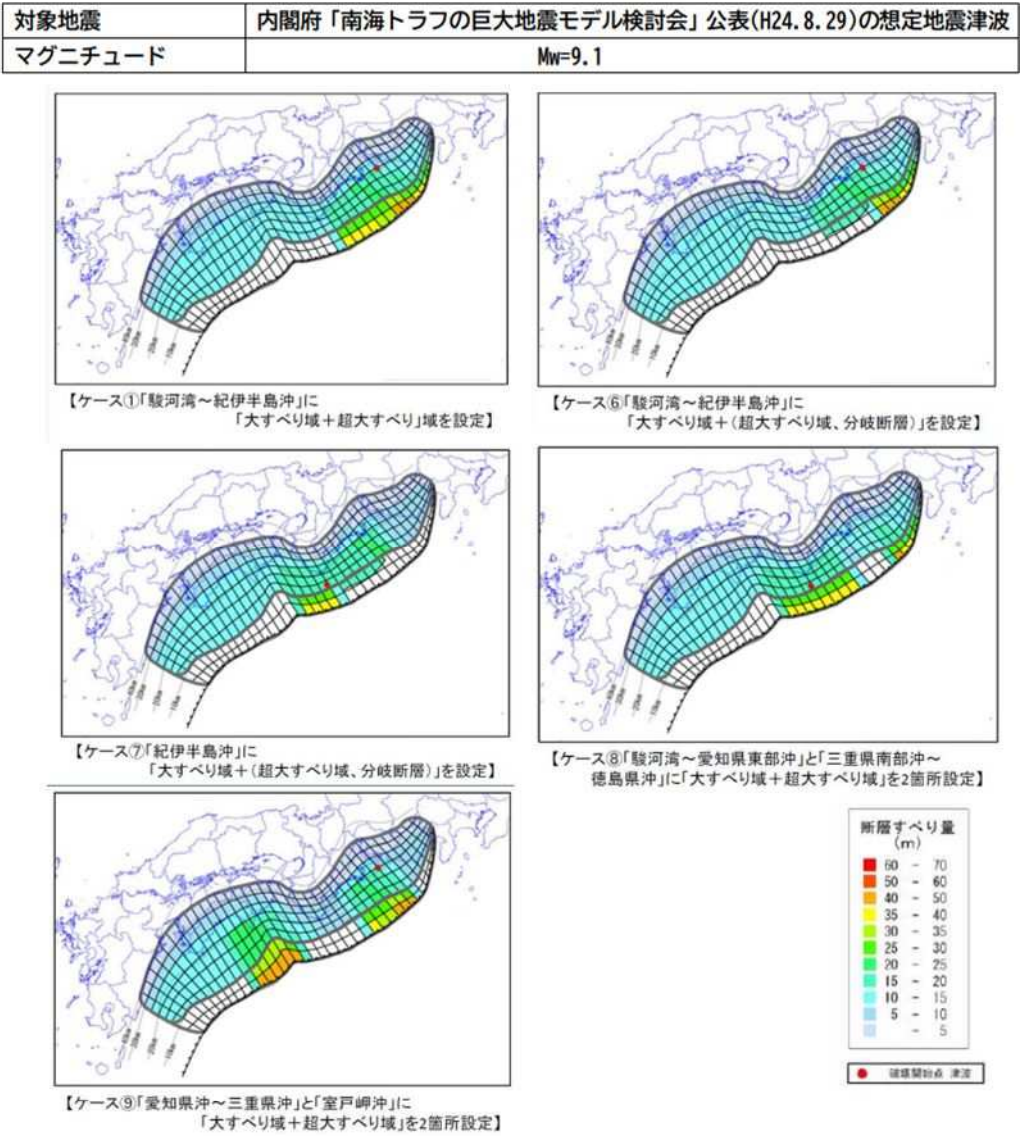


図 2-1-1 津波断層モデル

出典：「南海トラフの巨大地震モデル検討会 定地震津波 11 モデル」（平成 24 年、内閣府）

表 2-1-1 南海トラフの巨大地震による村への影響

項目		影響
浸水面積 (ha)		1, 221
最大津波高	津波高 (m)	3. 0
	うち津波水位 (T. P. m)	2. 4
	うち地盤沈降量 (m)	0. 6
海面変動影響開始時間 (代表地点：日光川河口)	海面-20cm 到達時間 (分)	32
	海面+1m 到達時間 (分)	119

出典：「津波浸水想定について（解説）」（平成 26 年 11 月 26 日、愛知県）

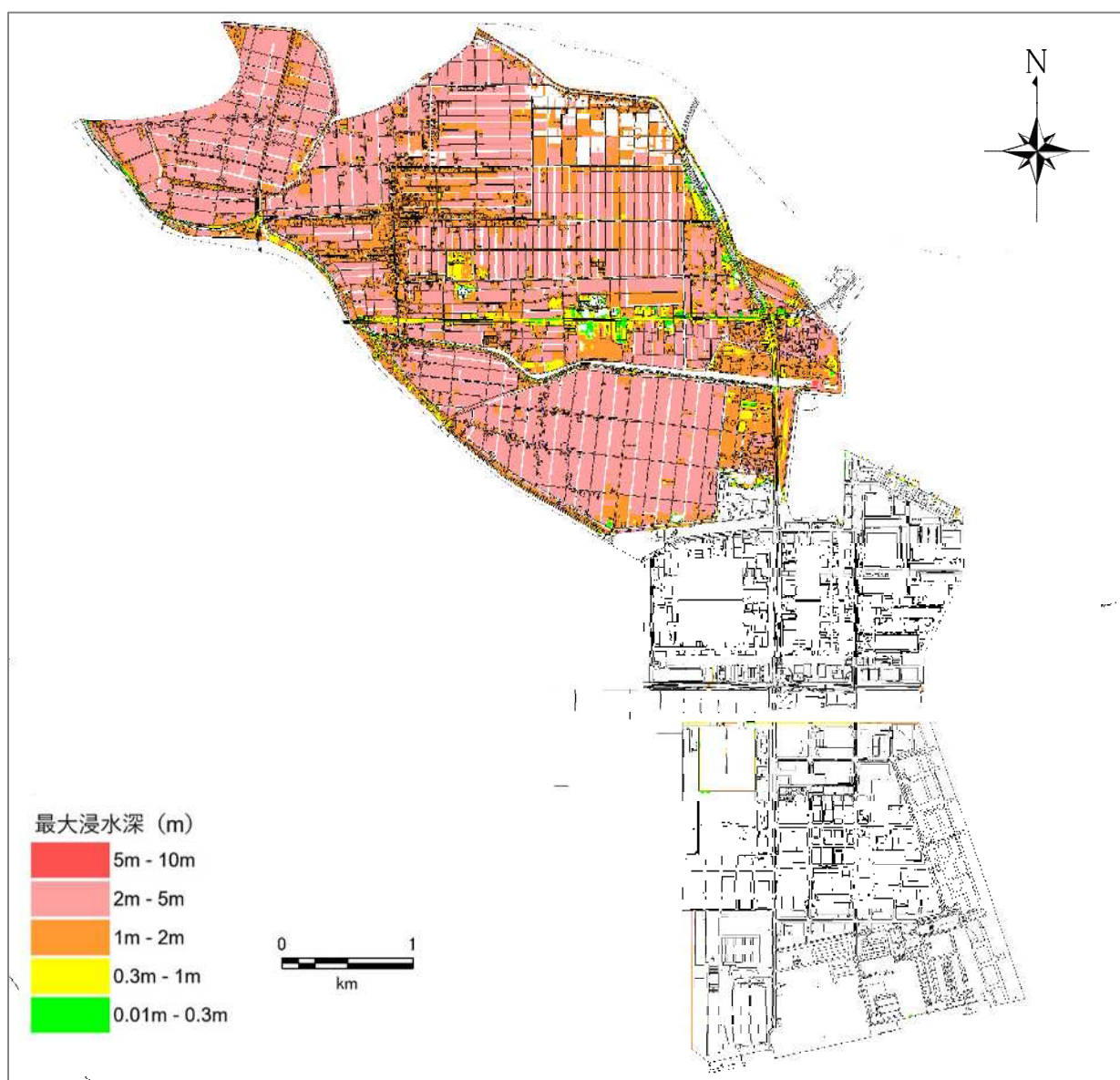


図 2-1-2 津波浸水想定図（全域）

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月、愛知県）

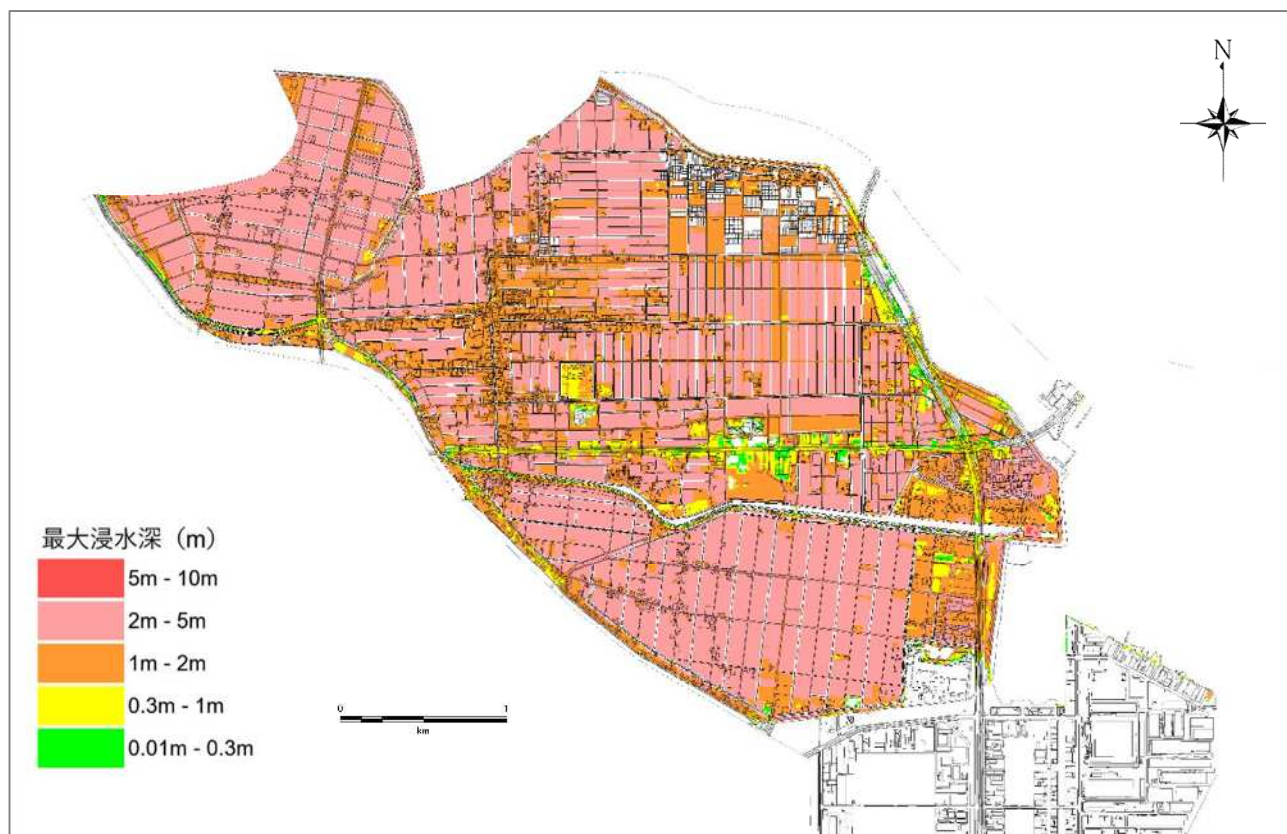


図 2-1-3 津波浸水想定図 拡大図（上：堤内地、下：堤外地）

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月、愛知県）

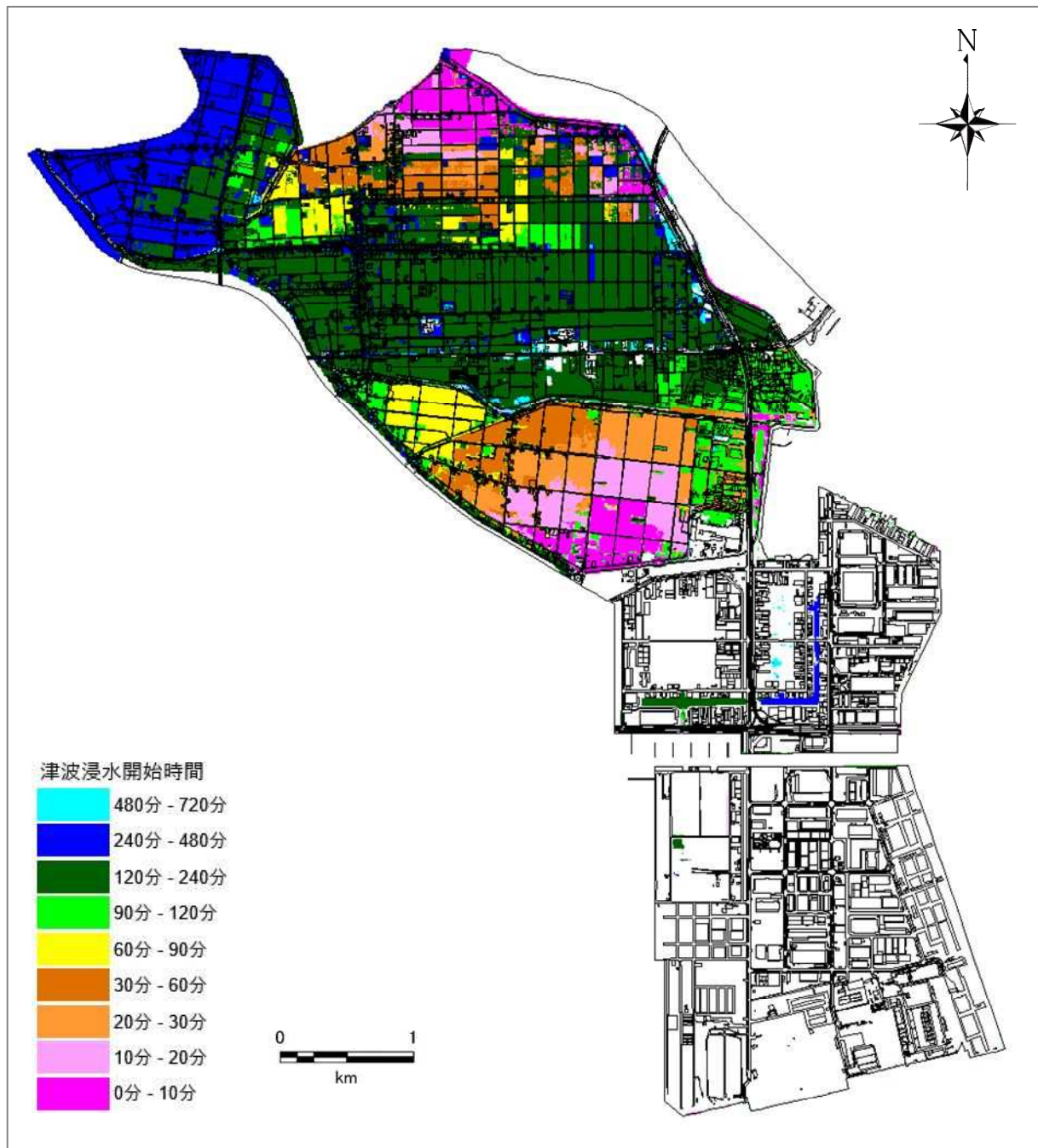


図 2-1-4 津波の到達時間分布図

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月、愛知県）

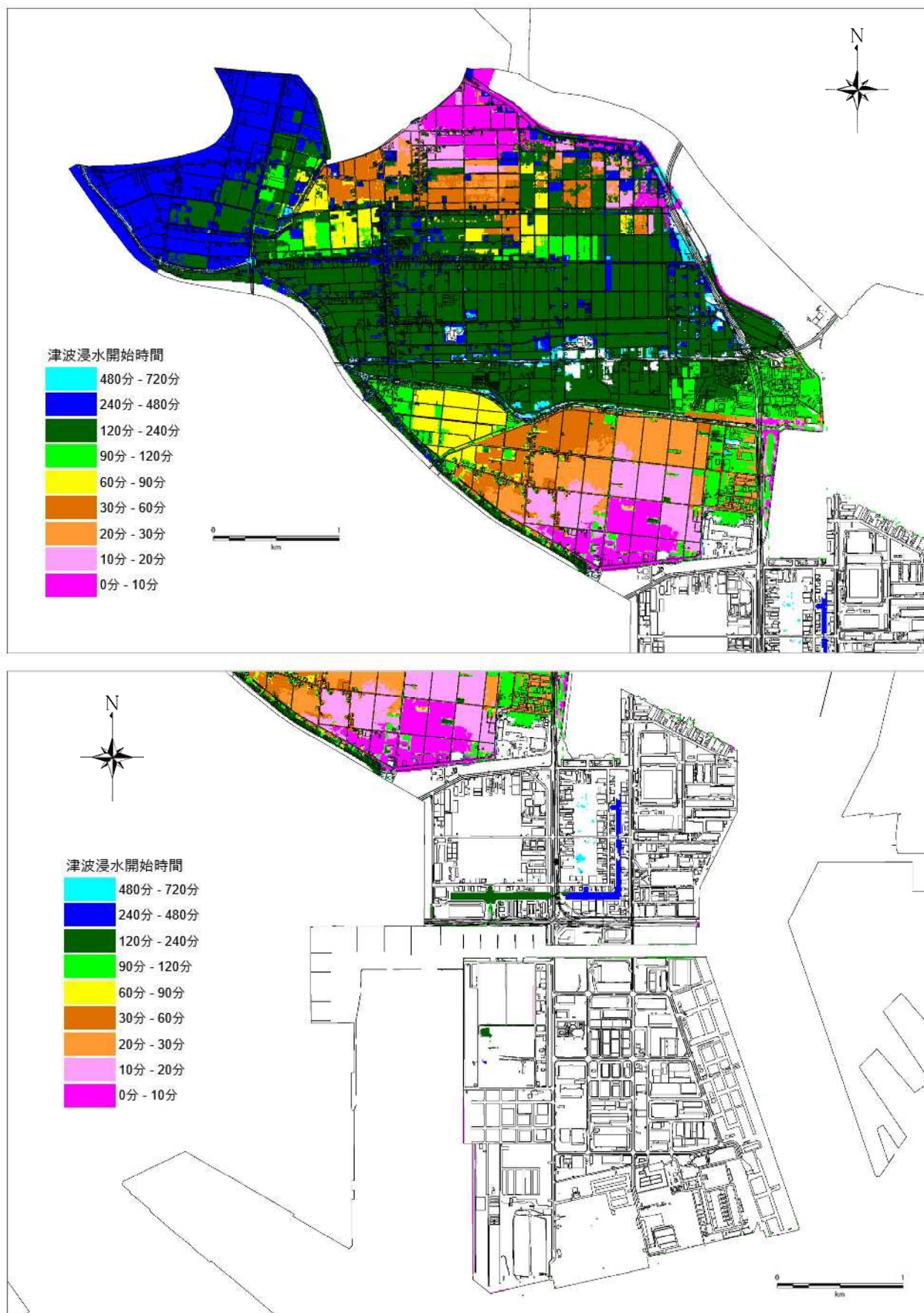


図 2-1-5 津波浸水開始時間 拡大図（上：堤内地、下：堤外地）

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月、愛知県）

2. 津波災害警戒区域

愛知県では、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に基づく津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、愛知県津波浸水想定（平成26年5月）を踏まえ令和元年7月に「津波災害警戒区域」を指定した。

津波災害警戒区域は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇（せきあげ高）を加えて定める「基準水位」により、地盤面からの高さで水位を表示している。

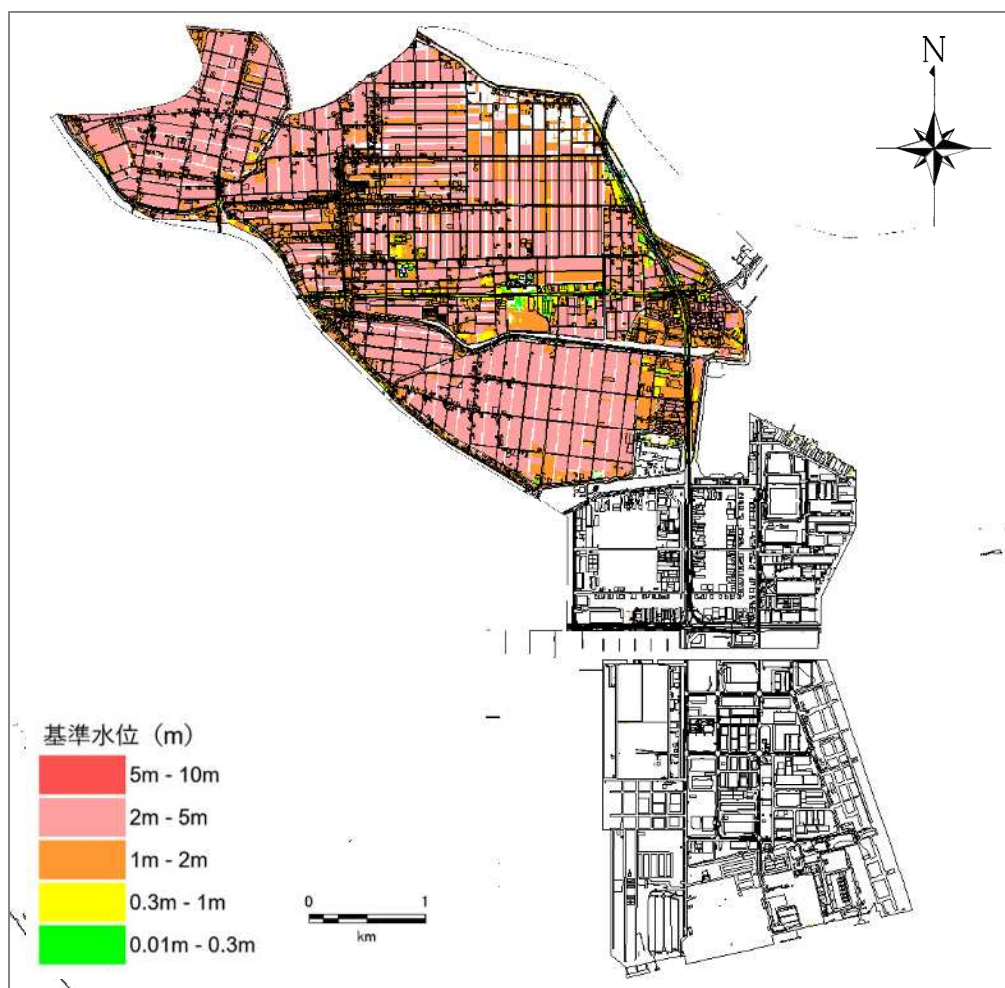


図 2-2-1 津波災害警戒区域

出典：愛知県津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（令和元年7月、愛知県）

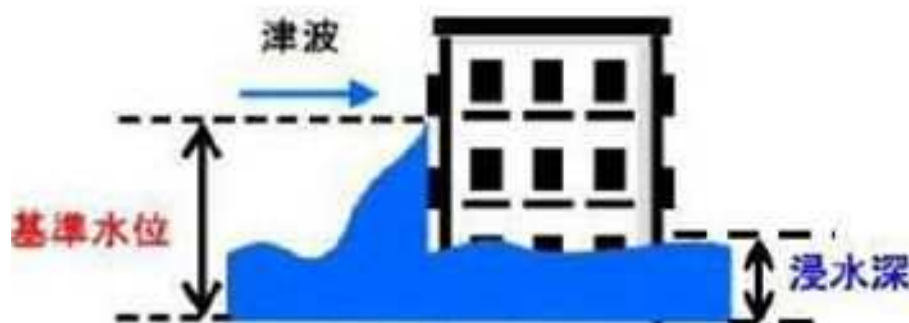


図 2-2-2 基準水位の考え方

3. 避難対象地域の設定

避難対象地域は、津波災害警戒区域に基づき村が指定した、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。

飛島村では、避難対象地域を村全域とする。

表 2-3-1 避難対象地域・避難対象人口

避難対象地域	避難対象人口（人）		
	村内居住		帰宅困難者
	人口	世帯数	人口
大字服岡	634	151	-
大字三福	106	32	
大字渚	566	167	
大宝	629	178	
大字重宝	24	7	
大字松之郷	384	107	
元起	445	147	
竹之郷	545	214	
大字梅之郷	173	54	
大字古政成	469	211	
大字新政成	548	186	
木場	52	52	
合計	4,575	1,506	9,729

※帰宅困難者：令和２年度国勢調査 流入人口より設定

出典：令和２年国勢調査 小地域集計（令和２年２月２０日、総務省）をもとに作成

4. 避難困難地域の設定

避難困難地域とは、予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外の安全な場所に避難することが困難な地域をいう。

表 2-4-1 へ避難困難地域の設定条件を示した。条件をもとに設定した飛島村における避難困難地域を、図 2-4-1、表 2-4-2、地区ごとの避難困難者数を表 2-4-3 に示す。

また、現地確認の上、ヴィラとびしまについては避難困難地域対象外とした。確認の状況を表 2-4-4 に示した。

表 2-4-1 避難困難地域設定条件

【避難困難地域の設定条件】

- ・避難困難地域は以下の手順で設定した。避難時の歩行速度は、「津波災害に関わる避難対応計画」（令和元年 7 月、飛島村）で示された 27m/分で設定している。
 - ①浸水開始時間 0～10 分の範囲はすべて避難困難地域とした
 - ②避難開始までの準備時間 10 分を考慮し、浸水開始時間 10～20 分の範囲はすべて避難困難地域とした
 - ③浸水開始時間 0～10 分、10～20 分の範囲に囲まれ、避難経路がない範囲を避難困難地域とした
 - ④避難経路の浸水開始時間を確認し、避難困難地域に接する場合も経路片側の浸水が 0～10 分、10～20 分よりも遅ければ避難可能とした

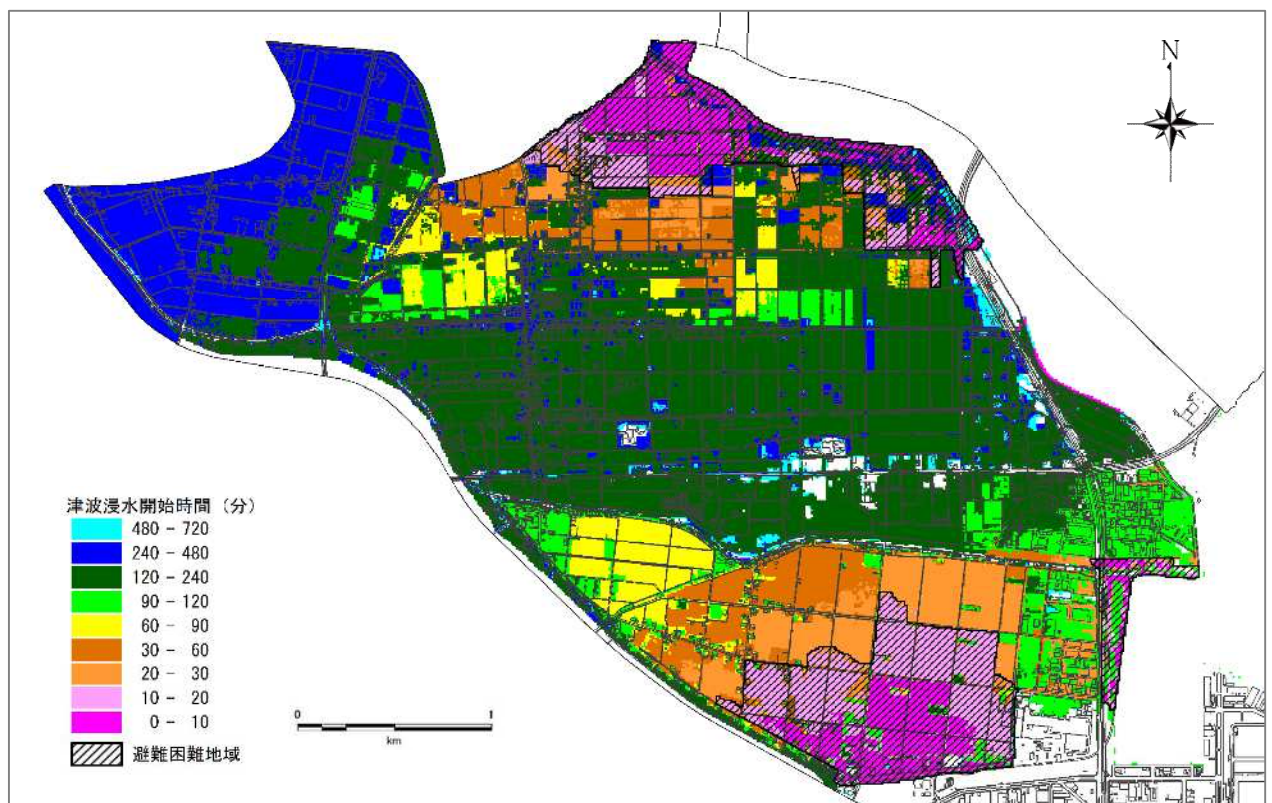


図 2-4-1 避難困難地域

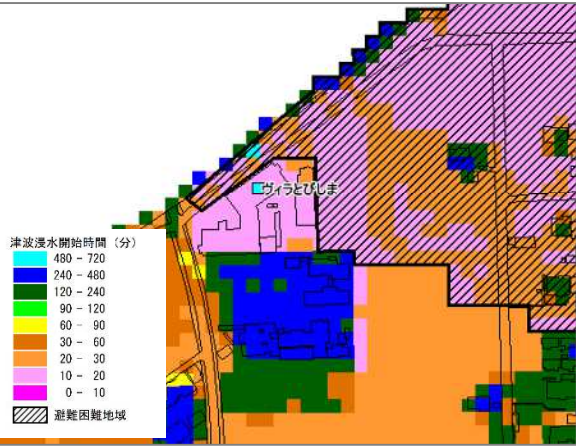
表 2-4-2 避難困難地域

避難困難地域	
大字服岡	四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、字走り、字堤外北山
大字三福	一丁目、二丁目、三丁目
大字渚	七丁目、八丁目
大字梅之郷	東ノ割、南ノ割、字堤外野跡
大字新政成	三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、字未之切、字戌之切、字亥之切、字朝日

表 2-4-3 避難困難者数

字	人口	避難困難者数
大字服岡	634	179
大字三福	106	91
大字渚	566	0
大字梅之郷	173	0
大字新政成	548	93
合計	2,027	363

表 2-4-4 現地確認結果より避難困難地域対象外とした地点

ヴィラとびしま	
現地確認写真 	浸水開始時間 
・ヴィラとびしま周辺は、津波浸水想定においては浸水が想定されている。 ・施設自体は嵩上げを行っていることから、施設への影響は少ないものと想定される。また、施設北側道路の浸水はあるものの、施設自体の主要出入口は施設南側となる。 ・以上より、ヴィラとびしまは津波浸水想定では浸水開始時間 10～20 分の範囲に含まれるものの、避難困難地域に含まないこととする。	

5. 緊急避難場所等、避難路等

5-1. 一時避難場所

本村では、堤防が破堤した場合、堤内地の全域が長期間にわたって浸水する。村が指定する避難場所は、一時避難場所とする。

新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延下では、パーティション等を利用し世帯間の距離を1～2m以上空けることとする。

表 2-5-1 に津波一時避難場所を示す。また、表 2-5-2 に災害時の福祉避難所、表 2-5-3 に医療救護施設についてもあわせて示す。

表 2-5-1 飛島村の津波一時避難場所一覧

避難所			所在地	収容可能 人員※	施設の構造別		施設 管理者	基準水位 (m)
1	●	飛島学園	大字松之郷三丁目 21 番地	618 (824)	鉄筋コンクリート造	2 階	教育長	1.24
2	●	総合体育館	竹之郷三丁目 1 番地	491 (749)		2 階	〃	1.04
3	●	中央公民館	竹之郷三丁目 1 番地	212 (418)		3 階	〃	0.98
4	●	敬老センター	竹之郷五丁目 43 番地	26 (一)		2 階	村長	0.00
5	●	飛島村 南拠点避難所	竹之郷二丁目 47 番地	241 (492)		3 階		2.32
6	●	公民館分館	木場 2 丁目 3 番地	151 (854)		2 階	教育長	0.00
7	●	飛島村 三福一時避難所	大字三福二丁目 34 番地の 2	130 (130)	鉄骨	3 階	村長	1.63
8	●	飛島村 大宝一時避難所	大宝一丁目 79 番地の 3	520 (520)		3 階		2.28
9	●	飛島村北拠点避難所	元起一丁目 85 番地	600 (600)		3 階		1.66
10	●	飛島村 新政成一時避難所	大字新政成四丁目 31 番地の 1	600 (600)		3 階		2.64
11	●	飛島村服岡一時避難所	大字服岡八丁目 74 番地の 1	300 (300)		3 階		2.28
12	●	飛島村梅之郷一時避難所	大字梅之郷字中梅 88 番地の 2	550 (一)		3 階		0.55
13		名古屋港国際総合流通センター (株) 事務所棟	東浜 2 丁目 25 番地	200	—		—	0.00
14		共英製鋼 (株) 開発センター	大字新政成字末之切 809 番地 1	300	—		—	0.69
15		ユータック (株) 飛島物流センター	大字梅之郷字中梅 42 の 2	300	—		—	1.95
16		NCB コンテナターミナル管理棟	東浜 2 丁目 10 番地	300	—		—	0.00
17		飛島ふ頭北コンテナターミナル管理棟	東浜 2 丁目 25 番地	600	—		—	0.00
18		飛島ふ頭南コンテナターミナル管理棟	東浜 3 丁目 6 番地	900	—		—	0.00
19		飛島コンテナ埠頭管理棟	東浜 3 丁目 2 番地 4	600	—		—	0.00
20		愛宝化学 (株) 食堂	大宝五丁目 109 番地	120	—		—	2.67
21		日本トランスシティ (株) 飛島営業所倉庫棟	大宝六丁目 23 番地	300	—		—	3.29
22		名港海運株式会社西二区物流センター南 1 号	木場 1 丁目 80 番地	300	—		—	0.00

※収容可能人員の () は、「津波災害に関わる避難対応計画」による一時避難時の収容人数

※●は指定避難所を示す

出典：飛島村地域防災計画（令和 4 年 3 月、飛島村）をもとに作成

表 2-5-2 飛島村の福祉避難所一覧

福祉避難所名		所在地	基準水位 (m)
1	特別養護老人ホームやすらぎの里	大宝字八島 113 番地の 1	2.5
2	介護老人保健施設ヴィラとびしま	服岡四丁目 1 番地の 1	2.0

※ヴィラとびしまは嵩上げ対策が行われている

出典：飛島村地域防災計画（令和 4 年 3 月、飛島村）をもとに作成

表 2-5-3 飛島村の医療救護施設一覧

福祉避難所名		所在地	基準水位 (m)
1	すこやかセンター	大字松之郷三丁目 46 番地の 1	1.9

出典：飛島村地域防災計画（令和 4 年 3 月、飛島村）をもとに作成

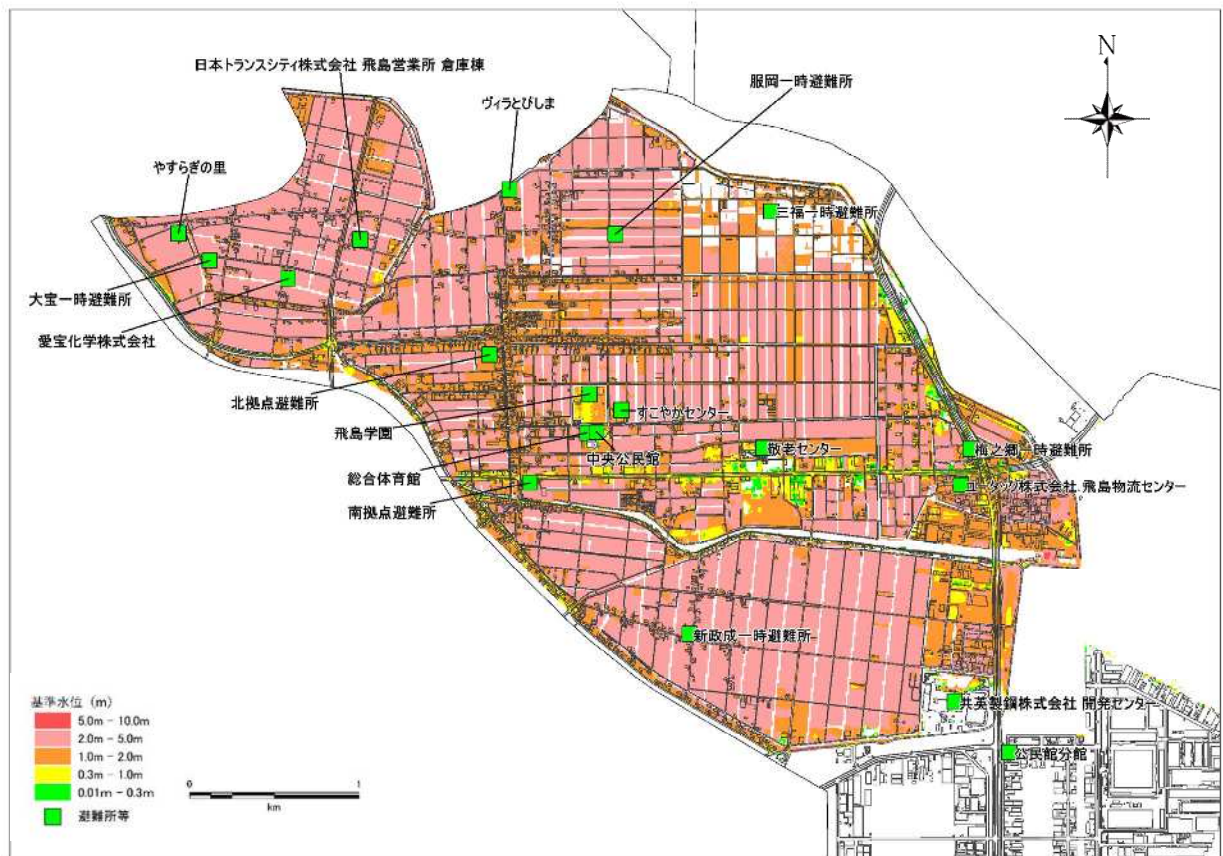


図 2-5-1 津波一時避難場所等と津波浸水想定区域

5-2. 避難路

(1) 津波発生時の避難

津波災害警戒区域外までの避難ルートを図 2-5-2～図 2-5-4 のとおり設定する。なお、このルートは標準的なものとして設定したことから、災害発生時の被害状況や通行状態により、迂回して避難することもありうる。

表 2-5-4 避難経路の設定条件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①避難経路は、幅員4m以上の全ての道路を対象とする。②ただし、避難の危険性に留意し、幅員4m以上の道路のうち、津波による遡上の危険性のある日光川・筏川沿いの道路及び道路閉塞の危険性がある道路は、避難経路から除外する。③また、地域防災計画で位置づけられる緊急連絡路・避難路及び平成24年度ワークショップで検討した避難経路は、避難の際に優先的に利用する主な避難経路として設定する。 |
|--|

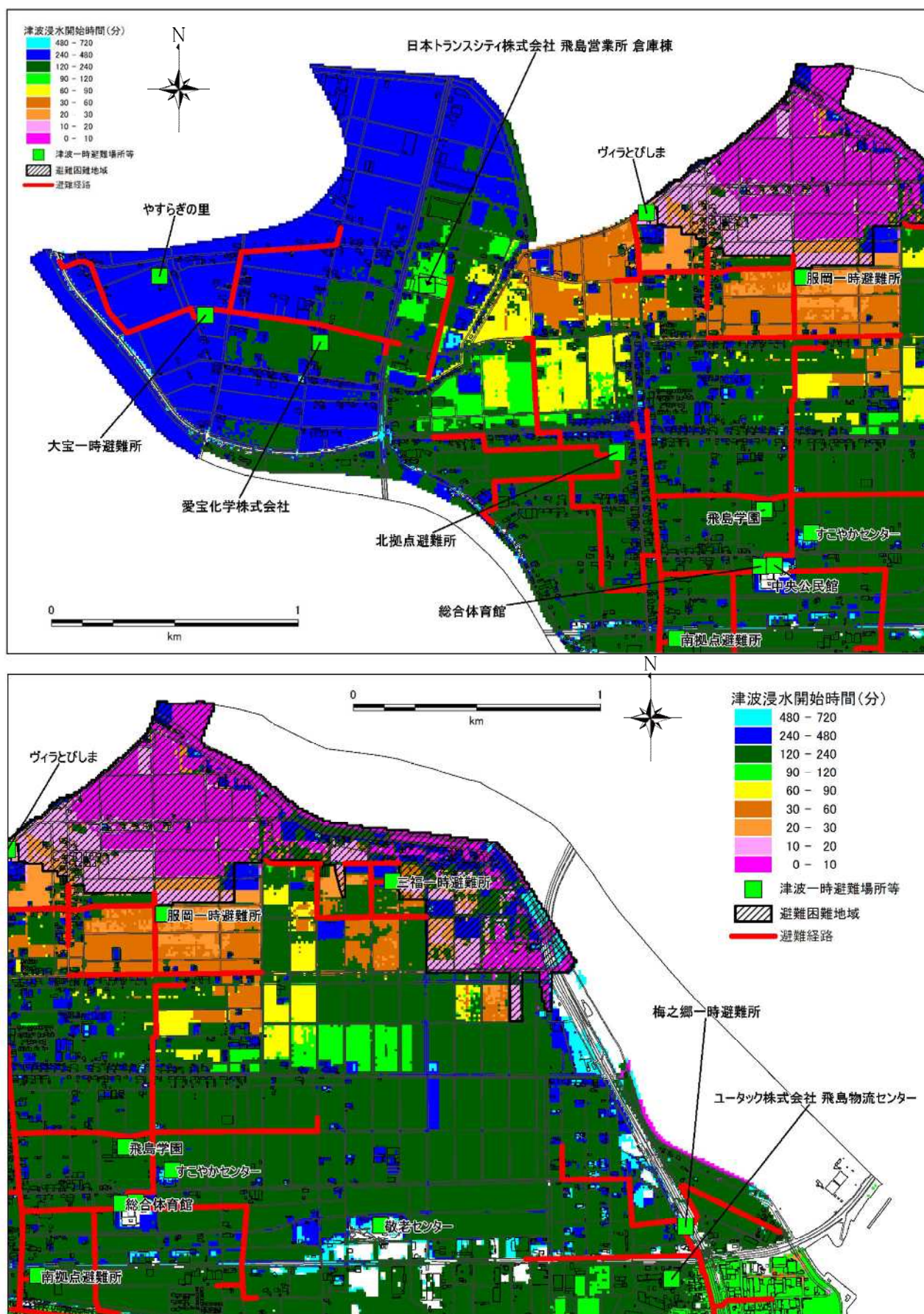


図 2-5-3 避難経路（拡大図①）

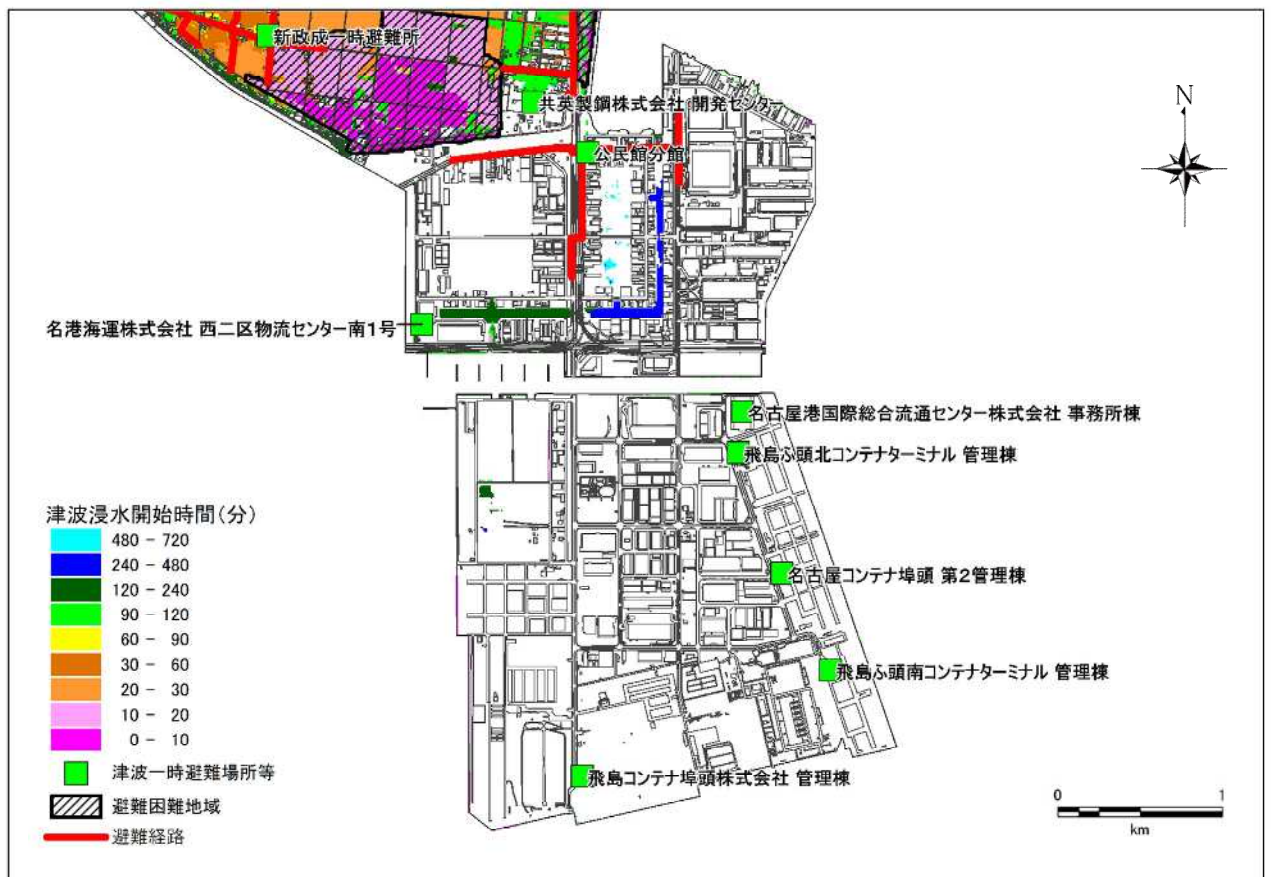
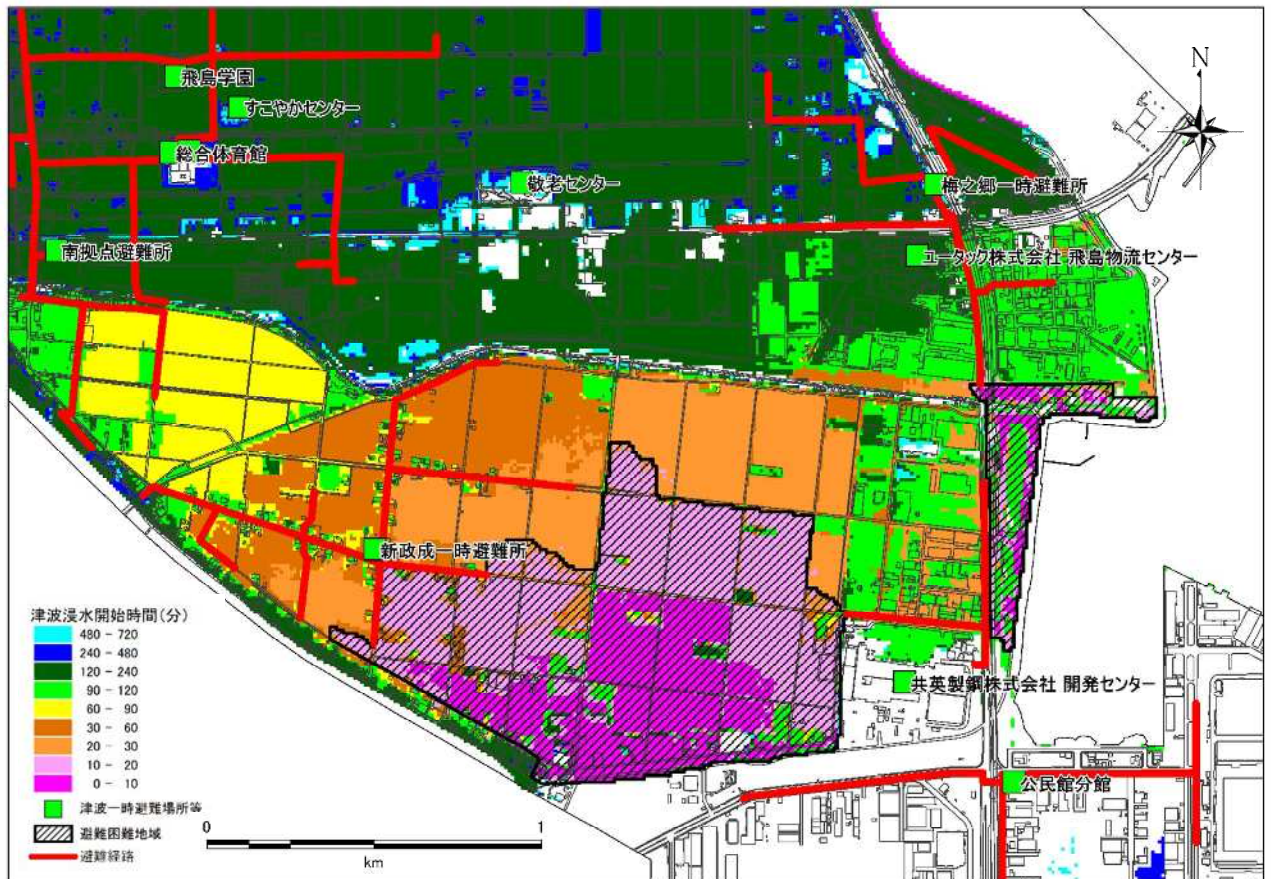


図 2-5-4 避難経路 (拡大図②)

5-3. 避難の方法

(1) 津波からの避難に関わる方針

本村においては、想定津波による津波浸水開始時間（浸水深が 30cm に到達する時間）が約 10 分と推計され、堤内の地域一体が津波浸水予想地域となる。

また、津波浸水予想地域外においても、海岸と津波浸水予想地域に囲まれることから、当該地域が一時的に孤立状態になることが懸念される。

現在、村による避難所の整備計画によって全ての村民が避難可能となっているため、今後は村立地企業の従業員や来訪者、通行者を含めた帰宅困難者に対して、津波一時避難場所の確保を図る。堤外地においても、民間企業との協定により、避難施設の確保を進めており、今後も現在の民間施設との協定を維持していくものとする。

また、津波一時避難施設の機能や活用を高める取組みを合わせて実施し、津波による村民と帰宅困難者の犠牲者ゼロを目指す。

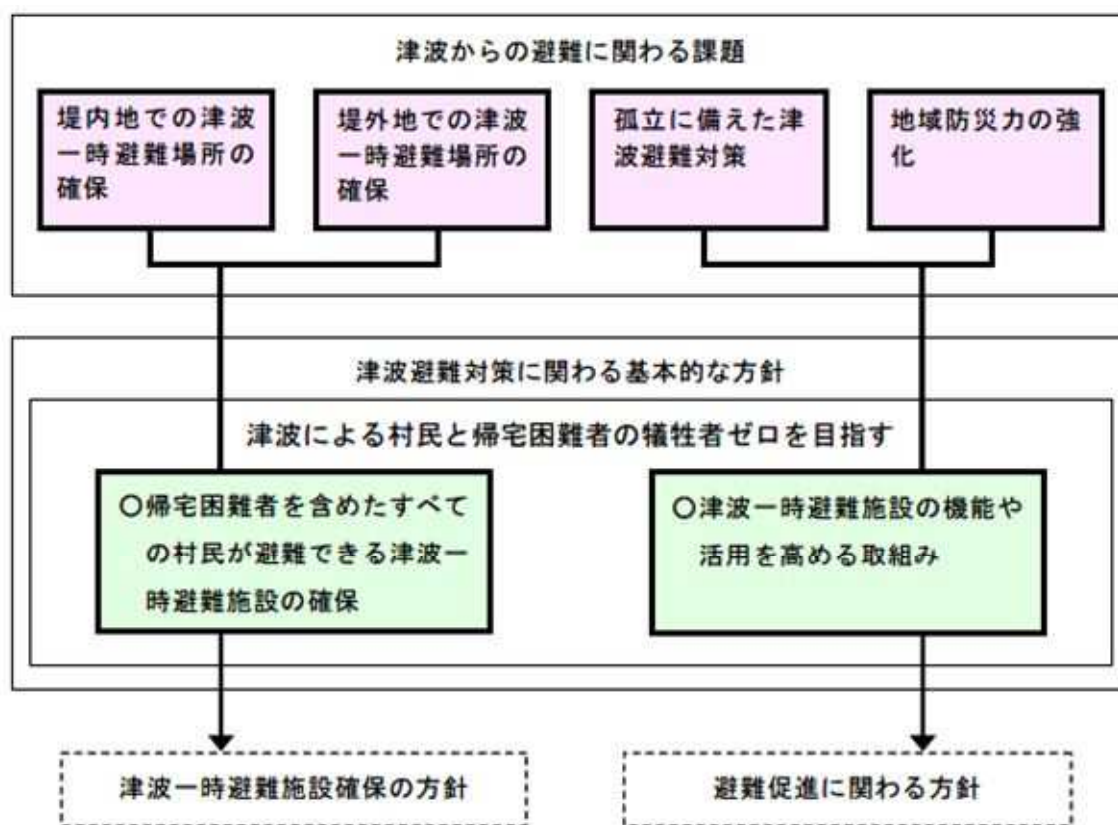


図 2-5-5 津波からの避難に係る方針フロー

出典：「津波災害に関わる避難対応計画」（令和元年7月、飛島村）

(2) 避難の方法

1) 避難速度の考え方

「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（第3版）」（平成24年5月、国土交通省）で示される図2-5-6の考え方にに基づき徒歩による避難速度を、要配慮者の存在に留意し27m/分と設定した。災害発生後、避難開始までには準備が必要であることから、避難準備時間を10分と設定した。

下の(ア)の式で求められる値を避難ルートに即した避難可能距離とする。なお、避難手段は原則徒歩と想定する。

$$\{(\text{津波到達時間} - 10 \text{ 分})\} \times 27\text{m/分} \cdots \cdots (\text{ア})$$

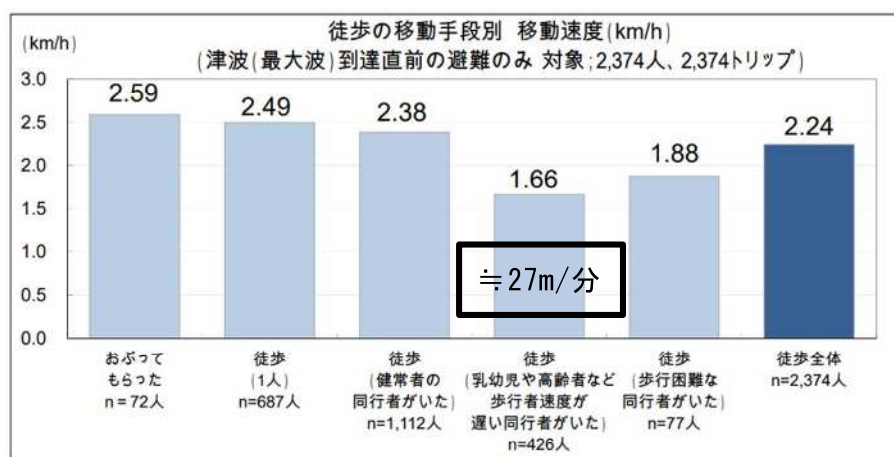


図 2-5-6 徒歩の移動手段別移動速度

出典：「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（第3版）」（平成24年5月、国土交通省）をもとに作成

ただし、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者が、長距離を移動することは、現実的に困難であると考えられるため、避難可能距離の上限を概ね1,600mと設定する。

2) 避難の際の移動手段

避難に自動車を利用することは、下記の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、避難は原則として徒歩によるものとする。

- ・地震による道路等の損傷や、液状化による道路施設被害、信号の滅灯、踏切の遮断機の停止、沿道の建物や電柱の倒壊等による交通障害。
- ・交通障害が発生しなくても渋滞が発生し、浸水・津波の到達までに避難が完了せず、巻き込まれる可能性。
- ・道路の幅員、車のすれ違いや方向転換の実施可否、交通量の多い幹線道路等との交差、避難した車両の駐車場所等のボトルネックとなる区間等の存在。
- ・避難支援者が活動するための自動車の通行の妨げとなり、避難支援活動に支障を及ぼす可能性。
- ・徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれ。

しかし、地域によっては、避難先まで距離がある場合や、避難行動要支援者等の避難のため止むを得ず自動車等を利用しても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩避難者の障害が少ない場合には、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

6. 初動体制

6-1. 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

(1) 方針

南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応は下記の方針で実施する。

- ・南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- ・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、村、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。

- ・「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- ・「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

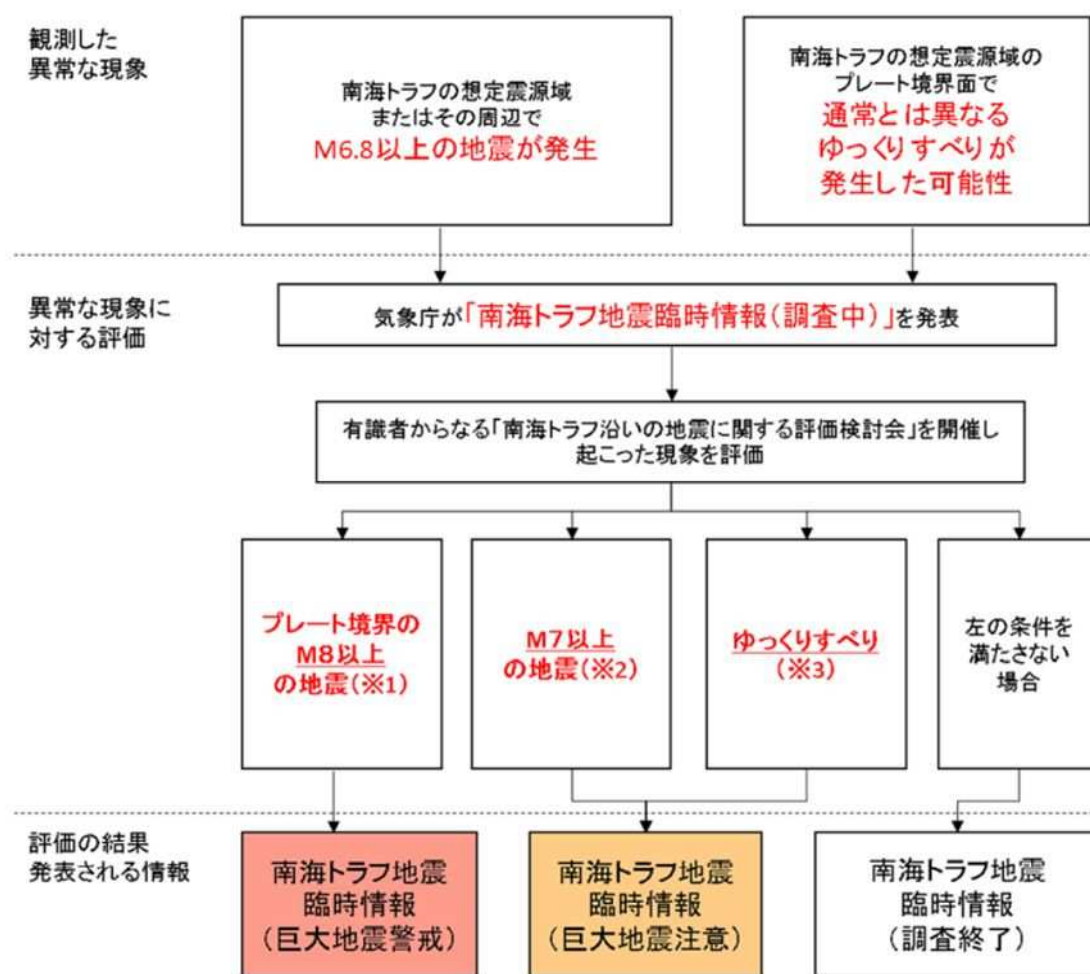
表 2-6-1 南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※₁でマグニチュード6.8 以上※₂の地震※₃が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最速で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ₄ 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※₁において、モーメントマグニチュード※₄7.0 以上の地震※₃が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている
- 出典：飛島村地域防災計画（令和 4 年 3 月、飛島村）をもとに作成

（３）南海トラフ地震臨時情報発表の流れ

「南海トラフ地震臨時情報」は下図の流れで発表される。



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

図 2-6-1 南海トラフ地震臨時情報発表のフロー

出典：「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第 1 班】」（令和 3 年 5 月、内閣府（防災担当））をもとに作成

(4) 南海トラフ地震臨時情報発表時における村の対応

村及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、飛島村地域防災計画地震・津波災害対策計画第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等情報の伝達」を参照。）

(5) 南海トラフ地震臨時情報発表時における事前避難

事前避難対象地域は、国が公表している「南海トラフ地震の多様な形態に備えた防災対応検討ガイドライン」により、以下の視点を基本とし指定している。

村は、村民の生命及び財産等の安全を最大限図るために、当該地域を事前避難対象地域として設定し、南海トラフ巨大地震警戒対応時には当該地域の居住者等を対象に、避難指示を発令する。

◆事前避難対象地域の指定の視点

○津波による浸水想定区域

- ・30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域

○堤防沈下等による即時浸水想定区域

- ・津波到達前に地震動に伴う堤防沈下等の影響により、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域

表 2-6-2 南海トラフ地震臨時情報発表時における事前避難対象地域

事前避難対象地域	
大字飛島新田	字梅之郷東ノ割、字梅之郷南ノ割、字堤外野跡
大字渚	七丁目、八丁目
大字梅之郷	字東梅、字宮東、字東ノ割
大字三福	一丁目、二丁目、三丁目
大字服岡	三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目
大字服岡新田	字走り、字堤外北山
大字新政成	三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目 十丁目、十一丁目、字未之切、字戌之切、字亥之切



図 2-6-2 南海トラフ地震臨時情報発表時における事前避難対象地域

6-2. 初動体制（職員の参集等）

村長は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。

また、各防災関係機関は地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

（１）災害対策本部の設置及び廃止

１）災害対策本部は、次の基準により設置する。

ア 村域内に、震度 5 弱以上の地震が発生したとき。（自動設置）

イ 震度 4 でも、相当規模の災害が発生したとき。

ウ 愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは特別警報（大津波警報）が発表されたとき。

２）災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

（２）災害対策本部長の職務代理者

災害対策本部長（村長）が、発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合は、村長が登庁するまでの間、災害対策副本部長（副村長）が本部長の職務を代理する。

副村長もまた、登庁が困難等の場合は、登庁しているものの中から、飛島村長の職務を代理する吏員を定める規則（昭和 56 年規則第 1 号）の規定に基づき決定する。

第 1 順位 副村長

第 2 順位 総務部長

（３）災害対策本部の代替場所

災害対策本部は飛島村役場 2 階に設置する。ただし、役場が被災し、災害対策本部としての機能を発揮することのできない場合は、その時点で災害を受けていないか比較的被災の程度の少ない公共施設を選定し設置する。その候補施設は次のとおりである。

表 2-6-3 災害対策本部代替予定施設

施設名	所在地	電話番号
公民館分館	飛島村木場二丁目3	0567-55-1071
中央公民館	飛島村竹之郷三丁目1	0567-52-3351

出典：飛島村地域防災計画（令和 4 年 3 月、飛島村）をもとに作成

6-3. 非常配備

非常配備は、次の３段階に区分する。

表 2-6-4 非常配備基準

配備区分	配備時期	非常配備員	業務の内容
第 1 非常配備	1 震度 4 の地震が発生したとき。又はごく小規模の災害が発生したとき。 2 災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき。	職員 動員 配備 表に掲げる「第 1 非常配備」の要員をもって充てる。	1 情報の収集、伝達 2 第 2、第 3 非常配備に備えた体制の確立 3 軽易な災害の予防、応急対策の実施
第 2 非常配備	1 震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき。 2 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 4 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。	職員 動員 配備 表に掲げる「第 2 非常配備」の要員をもって充てる。	1 災害警戒本部、災害対策本部の設置*（ただし、東海地震注意情報が発表された場合は必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う） 2 情報の収集、伝達 3 県への報告（震度 5 強以上の地震が発生した場合は、県のほか消防庁にも報告） 4 災害の予防、応急対策の実施
第 3 非常配備	1 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 2 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき。 3 東海地震注意情報が発表されたとき 4 警戒宣言が発せられたとき 5 津波警報もしくは大津波警報が発表されたとき。	全職員	5 防災関係機関の実施する災害応急対策の総合調整

※災害警戒本部は、内閣総理大臣より東海地震警戒宣言が発表された場合、地震発生の危険性が高まりつつある場合に設置する。

※災害対策本部は、震度 5 弱以上の大規模な地震が発生した場合（自動設置）、震度 4 でも相当規模の災害が発生したとき（村長が必要と認めた場合）、津波警報又は特別警報（大津波警報）が発表されたとき（村長が必要と認めた場合）に設置する。

出典：飛島村地域防災計画（令和 4 年 3 月、飛島村）をもとに作成

6-4. 自動配置

村域内に非常配備基準に該当する地震が発生した場合、また東海地震、南海トラフ地震臨時情報に関連する情報を受理又は報道に接した場合、職員は、前記「6-3 非常配備」に応じて、次の措置をとる。

(1) 勤務時間内

- 1) 総務課は、直ちに庁内放送・電話等により、庁内職員及び村施設の職員に対して当該地震の震度、震源等の情報、取るべき注意事項等を伝達するとともに、非常配備担当職員の招集の徹底を図る
- 2) 非常配備担当職員は、震度等に応じて直ちに所定の配備につく。

(2) 勤務時間外

自宅等で、地震が発生した場合、また東海地震、南海トラフ地震臨時情報に関連する情報の報道に接した場合、各職員は次の措置をとる。

1) 非常配備担当職員

震度等に応じて、あらかじめ定められた参集場所に速やかに参集する。

2) 非常配備担当職員以外の職員

自宅で待機し、緊急招集に備える。

飛島村災害対策本部組織図

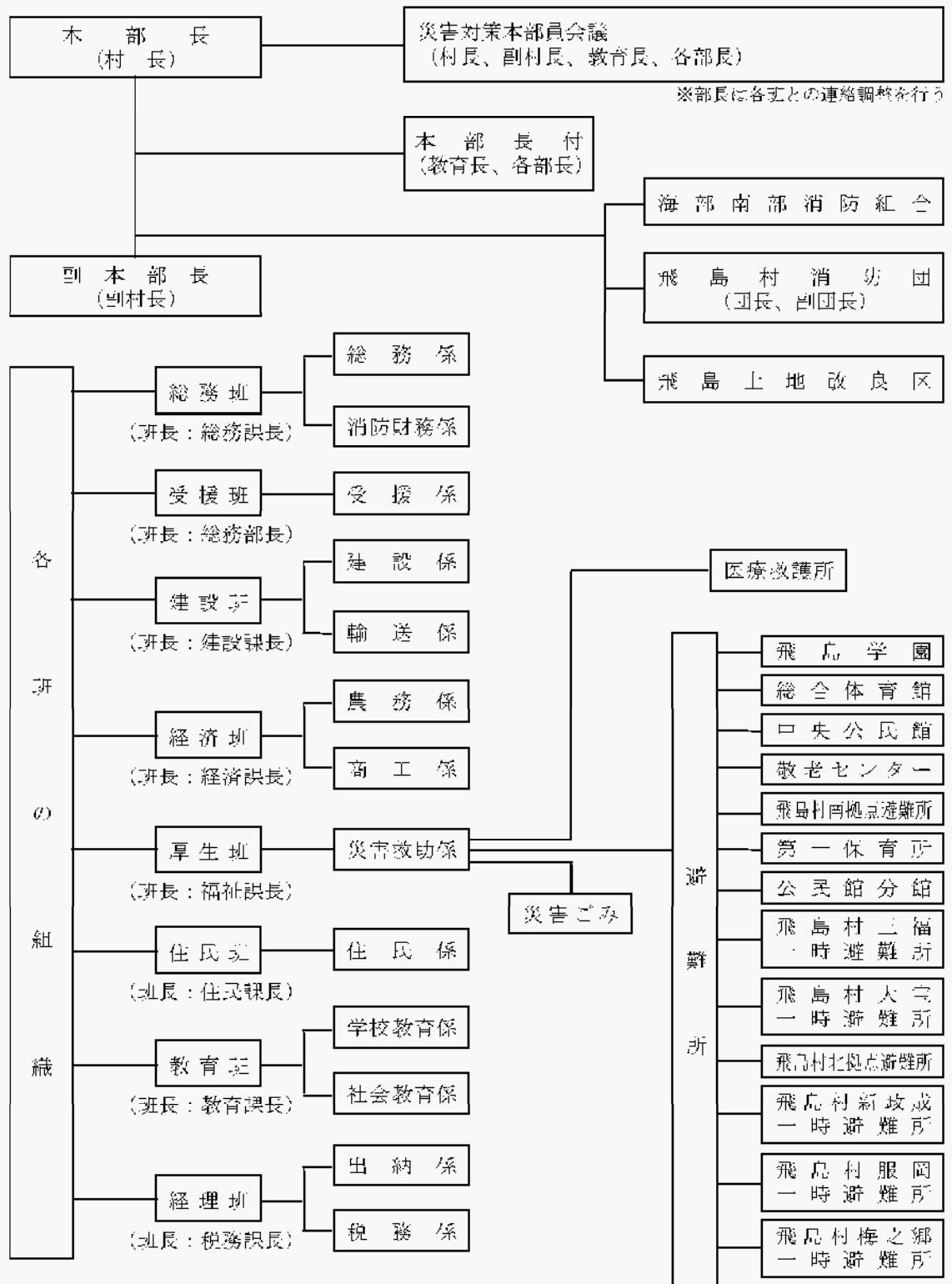


図 2-6-5 飛島村災害対策本部組織図

出典：飛島村地域防災計画（令和 4 年 3 月、飛島村）をもとに作成

6-5. 自主参集

待機職員は、震度が配備基準に達していない場合でも、自宅周辺の状況等から判断し、必要と認めた場合には、自主的に参集場所に参加する。

6-6. 参集場所

参集場所は役場庁舎とするが、すこやかセンター、中央公民館、公民館分館、敬老センター、飛島学園、保育所の職員は、当該各施設に参加する。また、北拠点避難所、三福一時避難所、大宝一時避難所、新政成一時避難所、服岡一時避難所にも職員を可能な限り参加させる。

参集時の留意事項

① 参集困難な場合の措置

災害の状況により、参集場所への参加が困難な場合には、最寄りの村施設、指定避難所等に参加し、所属長に連絡するとともに、当該施設責任者の指示に基づき、必要な応急活動を実施する。

② 参集途上の情報収集

災害の状況により、参集場所への参加が困難な場合には、最寄りの村施設、指定避難所等に参加し、所属長に連絡するとともに、当該施設責任者の指示に基づき、必要な応急活動を実施する。

③ 参集の最優先

参集途上において、住民等から救急救助その他応急活動の実施を求められた際には、人命に関わる救助活動以外、参加に努める。

7. 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導、水門・陸閘等操作を行う職員、消防団員、警察官、民生委員などに従事する者の安全確保を最優先することとする。

7-1. 消防団員の安全確保

地震発生後は、火の始末や初期消火、また、生き埋めの救出については一刻も早く着手することが重要であり、まずは消防団員自らの居る場所及びその近隣において、出火防止（火の始末、ガスの元栓閉止、ブレーカーの遮断など）について呼びかけを行うとともに、火災が発生している場合は近隣住民に協力を求めて消火活動を行う。

しかし、本村では、地震による堤防決壊等により地震発生後 10 分以内に浸水深が 30cm に到達する地域がある。該当の地域においては、住民への避難の呼びかけ・救出活動を行いつつも、自身の安全確保を最優先することとする。

地震による津波注意報・津波警報が発令されるなど、被害が拡大する恐れがある場合は、消防団員は同報無線や各種情報に注意し、分団員の撤退時期を失しないよう特に気を付ける。（河川や海面の監視は原則行わない）

津波浸水開始までに 30 分以上の時間が想定される地域においても、消防団員自らが避難のリーダーとして避難誘導を行いながら住民と共に避難を行い、津波到達予想時刻の、30 分前には安全な場所へ避難を完了することを目標とする。

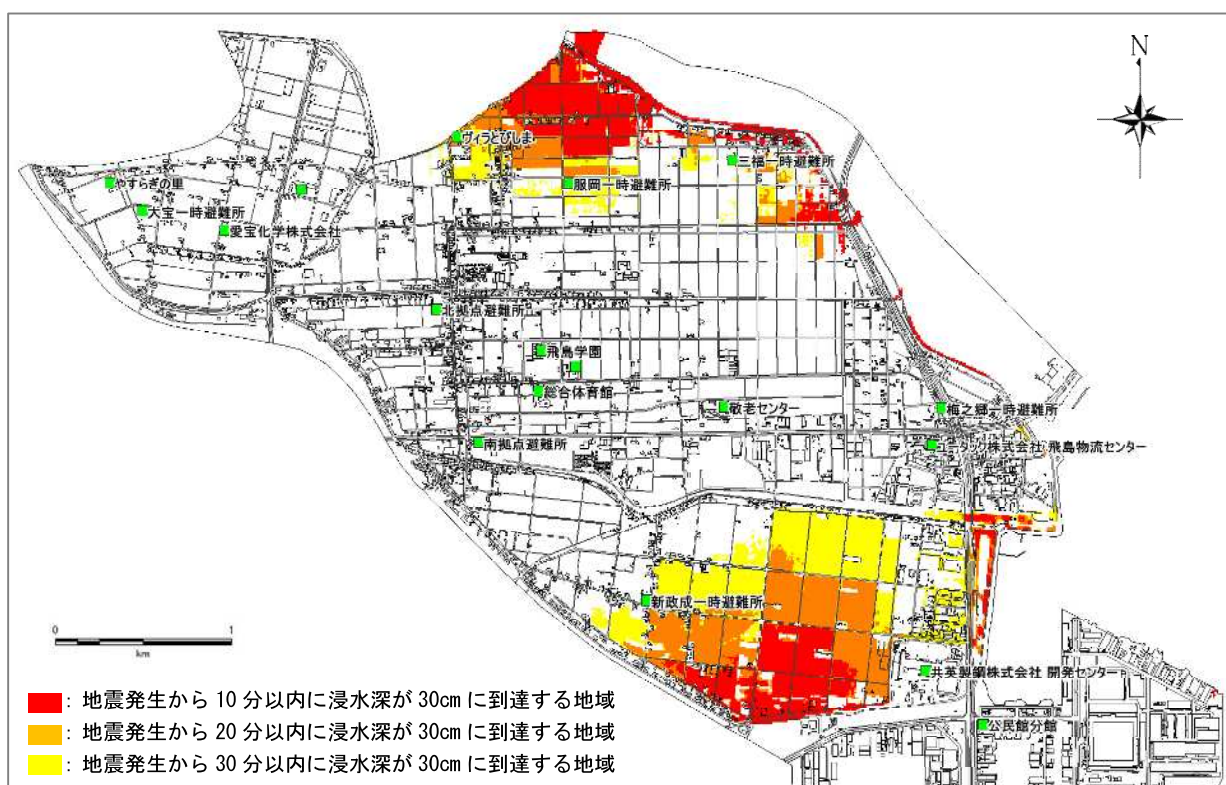


図 2-7-1 地震発生から 30 分以内に浸水深が 30cm に到達する地域

7-2. 災害時要配慮者への避難対策

飛島村は、高齢者、障がい者等についての平常時からの所在情報の把握・管理及び災害時の安否確認・避難誘導體制の整備等について、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）を踏まえ県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制マニュアル」に沿って推進する。

また、飛島村及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号、平成19年条例33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備の推進や教育・広報活動などに努めるものとする。

（１）要配慮者の定義

対象となる要配慮者は、高齢者、障がい者、傷病者（児）、妊婦、乳幼児、外国人等の災害対応能力の弱い者とする。

（２）社会福祉施設等における対策

１）組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、村との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、利用者の実態に応じた体制づくりに努める。

２）施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

３）緊急連絡体制の整備

飛島村及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

４）防災教育・防災訓練の実施

飛島村及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

５）防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

６）非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

（３）在宅者対策

１）要配慮者等の状況把握

飛島村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努める。

2) 緊急通報システム等の整備

飛島村は、「飛島村緊急通報システム事業実施要綱」に基づき、在宅のひとり暮らし老人及び身体障がい者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。今後とも要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

3) 応援協力体制の整備

飛島村は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、ボランティア組織、県及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

4) 防災教育・防災訓練の実施

飛島村は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(4) 外国人等に対する防災対策

村及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人村民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- 1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、防災アプリやピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど、簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- 2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- 3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- 4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- 5) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

8. 津波警報等、地震情報等の収集・伝達

8-1. 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、気象庁によって大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報が発表される。（大津波警報は特別警報に位置づけられる。）

（１）津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等は、気象庁より下記の基準で発表される。

表 2-8-1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	定性的表現での発表	
(大津波警報) (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5 m<高さ≤10m)		
		5 m (3 m<高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<高さ≤3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m<高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

出典：「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」（気象庁ホームページ、<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>）

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表 2-8-2 津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・ 予想される津波の 高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・ 津波到達予想時刻に 関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に 関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関する その他の情報	津波に関するその他の情報を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

出典：「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」（気象庁ホームページ、<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>）

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 2-8-3 津波予報

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

出典：「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」（気象庁ホームページ、<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>）

8-2. 地震に関する情報

(1) 緊急地震速報の実施

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動警報に位置づけられる。）

(2) 地震に関する情報の種類

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報等を発表する。

表 2-8-4 地震に関する情報

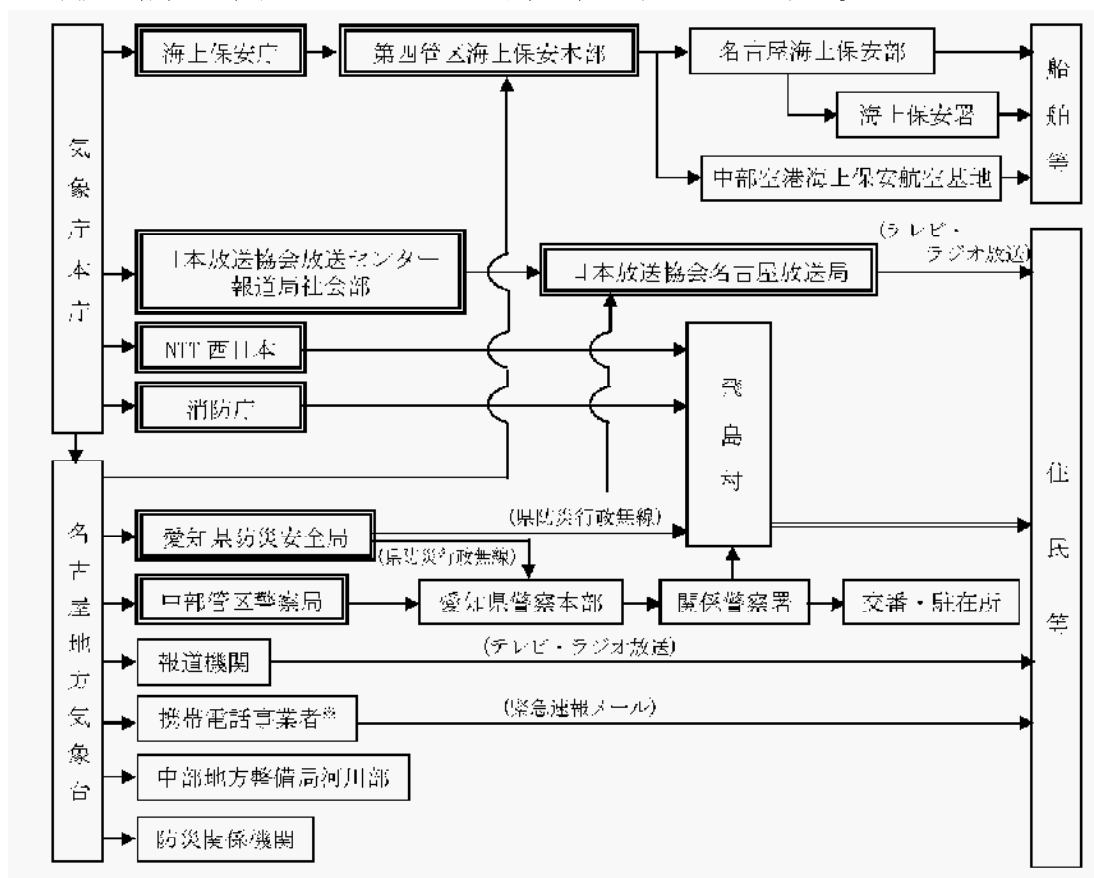
種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報発表
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表

種 類	発表基準	内 容
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 - マグニチュード 7.0 以上 - 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表

出典：「地震情報について」（気象庁ホームページ、<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/seisinfo.html>）

8-3. 情報の伝達

津波警報等、地震情報等は、極めて迅速に周知されなければならないので、関係機関は次の津波予報伝達系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

図 2-8-1 津波警報等の伝達系統図

出典：飛島村地域防災計画（令和4年3月、飛島村）をもとに作成

8-4. 村における措置

村は下記の方針で対応を行う。

- ・ 村長は、情報等の受領にあたっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。
- ・ 村長は、情報等の伝達を受けたとき、又は村役場に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、正確かつ分かりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底する。
- ・ 村は、受信した緊急地震速報を村防災行政無線等により住民等への伝達に努める。伝達にあたっては、村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。
- ・ 村は、強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。
- ・ 村長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。
- ・ 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定める等の体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

9. 避難指示の発令

9-1. 発令基準・発令時期

避難指示等の発令基準は次のとおりとする。

本村においては、津波開始時間（浸水深が 30cm に到達する時間）が 10 分以内と想定されることから、気象庁により伊勢湾に津波警報が発表された場合は即時に避難指示を対象地域に対して発令する。

また、停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合は、避難指示を発令する。

表 2-9-1 津波警報等の発令基準

津波予報区分等		避難指示発令等
特別警報	大津波警報	村全域（津波避難対象地域）に対して直ちに避難指示を行う。
警報	津波警報	
注意報	津波注意報	沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象に避難指示を行う。
強い地震又は長時間ゆっくりとした揺れを感じ、避難の必要を認める場合		津波警報等の発令状況に合わせて、海岸付近にいる者に避難指示を行う。

出典：津波災害に関わる避難対応計画（令和元年 7 月、飛島村）をもとに作成

9-2. 避難指示等の伝達

津波予報や津波情報を受けたとき又は村長が津波による災害発生のおそれがあると認めたときは、津波予報等の情報を次の方法により、住民や、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者等に対し、迅速に周知を行う。

表 2-9-2 避難指示等の伝達

伝達内容	実施担当	伝達手段	伝達対象
津波予報（解除も含む） 津波情報 避難指示の内容	総務課 消防団	村防災行政無線 広報車 サイレン 携帯電話 防災メール 等	住民 沿岸の港湾施設等で 仕事に従事する者 等

10. 津波対策の教育・啓発

住民に対しては、津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について絶えず啓発を行う。特に、南海トラフにおける地震が発生した場合、震度4程度以上の強い揺れを感じた時、又は弱い揺れであっても長くゆっくりした揺れを感じた場合は、避難指示を待たず、自主的に直ちに避難するよう啓発する。

具体的には、作成済みの津波ハザードマップを用い、一時避難場所や避難経路の確認をしを行い、地区住民自らが避難訓練等を実施し、一時避難場所や避難経路の見直し等を促すとともに、出前講座等を通じて、地区住民に広く危機意識が浸透するような取組みを促進する。

また、消防団員、自主防災組織、地区のリーダー等については、普及啓発活動やワークショップの運営を担当できるようになる内容の研修を実施するように努める。

11. 避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、年1回以上津波避難訓練を実施する。訓練参加者には、津波避難に関する説明や訓練の必要性について理解を深めるために、必要に応じて研修会を開催する。実施後には反省会を適宜実施し、訓練方法や津波対策に関する問題点の検証を行う。

本村においては、住民の避難所への避難訓練を年1回行っている。今後は避難ルートを検証する訓練を企画し、避難計画において設定した避難路や避難経路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握する訓練の実施を検討する。

地区においては、地区ごとに訓練を行い、問題点の抽出及び対策について自主的な取組みを促進する。



図 2-11-1 訓練の様子

12. 来訪者等の避難支援

臨海工業地域への来訪者等に対して、臨海工業地域の会社に対する避難ビル確保の促進、地域内の会社だけでなく、トラック運転委託会社等への避難対策の協力要請、誘導看板（デジタルサイネージ）等の設置等の避難対策を行う。

平常時から津波の危険性や避難路、緊急避難場所等に関する情報の周知に努めるとともに、多数の来訪者等が集中している時には、避難者等の殺到による事故や避難場所の収容力超過が想定されることから、避難路、緊急避難場所の整備・確保、避難訓練の実施等を通じて、避難環境を整備するとともに誘導體制の強化を図る必要がある。

13. 臨海工業地域の避難計画

本村の堤外地では過去に水害を受けていることから、周辺には堤防が造られ、堤内地となっている。臨海工業地域は堤外地となっており、大地震が発生したときの従業員や来訪者の人命を守ることが課題となっている。

飛島村の南部の埋立地は、臨海工業地域となっており、輸送関連会社・倉庫会社・木材関連事業所・鉄鋼関連事業所・火力発電所などが立地する名古屋港の物流の重要な地域となっている。堤外地で多くの従業員が働いており、トレーラーを中心に来訪者も多く、令和2年度国勢調査では、9,729人の流入人口がある。

堤外地の津波避難計画策定については、国土交通省中部地方整備局が総合調整を行い、飛島村が名古屋港管理組合と連携して津波避難場所及びルートの検討、管理施設の安全対策及び避難誘導計画の検討を行う。飛島村では津波避難計画の地域防災計画への反映を行い、業界団体及び各企業は避難計画の検討に協力するなど、各機関との連携を図る。

13-1. 避難方法の原則

- (1) 津波からの避難場所としては、「地震・津波による被害想定」を踏まえ、被害の影響が及ばない地区（「浸水区域外」）に立地する施設に避難することが最も安全である。堤内地は、堤防のどこかで破壊すると、堤内地は全域浸水する可能性が高い。このため、堤内地より標高の高い埋立地内のより高い場所に避難した方が安全と考えられる。従業員等は自社が設定する一時避難場所に避難する。また、釣り客等は村が設定する一時避難場所に避難する。
- (2) 浸水区域外までの距離が長い場合や、施設の緊急停止措置を行うために浸水区域外へ避難が間に合わないと判断される場合には、浸水区域内の安全な場所に一時的に避難する。なお、自社内で安全な一時避難場所を確保できない場合には、安全な避難場所を有する近隣の事業所との間で避難に関する協定等を締結することにより、予め一時避難場所の確保を図っておく。

(3) コンビナート地区で危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害を防止するため保安要員が施設の緊急停止措置を行った後に避難する。この際、保安要員のスムーズな避難を実施するため、バルブ等の自動閉止装置の設置、緊急停止システムの強化、工程の見直し、保安電力の確保、平素の防災訓練の強化等の対策を講じておく。

(4) 一時避難場所の設定に当たっての優先順位を以下に示す。

① 自社内の一時避難場所で、地震と津波、火災に対する安全性を確保している建物※1、※2。

② 自社内に安全な建物がない場合、近隣の事業所で、地震と津波、火災に対する安全性を確保している建物（事前にそれぞれの事業所間で、避難に関する協定等を締結する）。

③ 浸水区域内において、地域住民等が緊急一時的に避難・退避するために飛島村が指定している津波避難施設。

なお、原則として当該地区の地域住民の避難を目的とされており、事業所からの避難者がどの程度収容可能か不明であることから、事業所は可能な限り①あるいは②による避難場所の確保を図る。

※1 耐震性…耐震診断により耐震安全性が確認されていること、又は、「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）の新耐震設計基準（1981年(昭和56年)施行）に適合していること。

※2 津波に対する安全性…「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」（平成24年2月、国土交通省国土技術政策総合研究所）で示された基準に適合していること。）

13-2. 避難に際しての留意事項

- ・地震により建物内の什器類及び機械類の転倒等により、建物内が大変歩きにくくなる場合がある。場合によっては負傷することもある。
- ・地震により建物や構造物の倒壊、地盤の液状化等により道路機能が損なわれる場合がある。また、危険物タンク等からの火災・ガス爆発及び毒性拡散等により、避難経路が寸断される可能性がある。
- ・地震後に押し寄せる津波により、火災被害の拡大や漂流物等による予期せぬ新たな被害が発生する場合がある。
- ・避難者の集中による交通混雑・渋滞・事故等により、移動の危険性が高まると考えられる。原則として車による避難はやめ、徒歩や自転車により避難する。
- ・外来者など従業員以外の人員を多く抱える事業所においては、これらの人員が確実に避難できる体制を確立する。
- ・堤内地においては、一般の住民と混在した状態での避難が想定されるため、混乱を招かぬよう誘導等に十分留意する。
- ・臨海工業地域には自動販売機が所々で設置されている。自動販売機が地面としっ

かり固定されていない場合は、地震時に倒壊して避難路をふさぐ可能性がある。
固定が不十分なものは、しっかりと固定する必要がある。

13-3. 津波避難計画図

臨海工業地域の避難方向の原則及び留意事項をふまえ、津波避難計画図の作成を行った。臨海工業地域においては、各企業及び近隣企業間で避難場所の確保を行うのが原則であるが、避難場所の確保が当面できない場合または決められた避難場所が利用できない場合の避難計画を示している。この避難計画にとらわれずに、被災状況等を考慮してより良い避難場所や避難方法があれば、そちらを優先してよい。

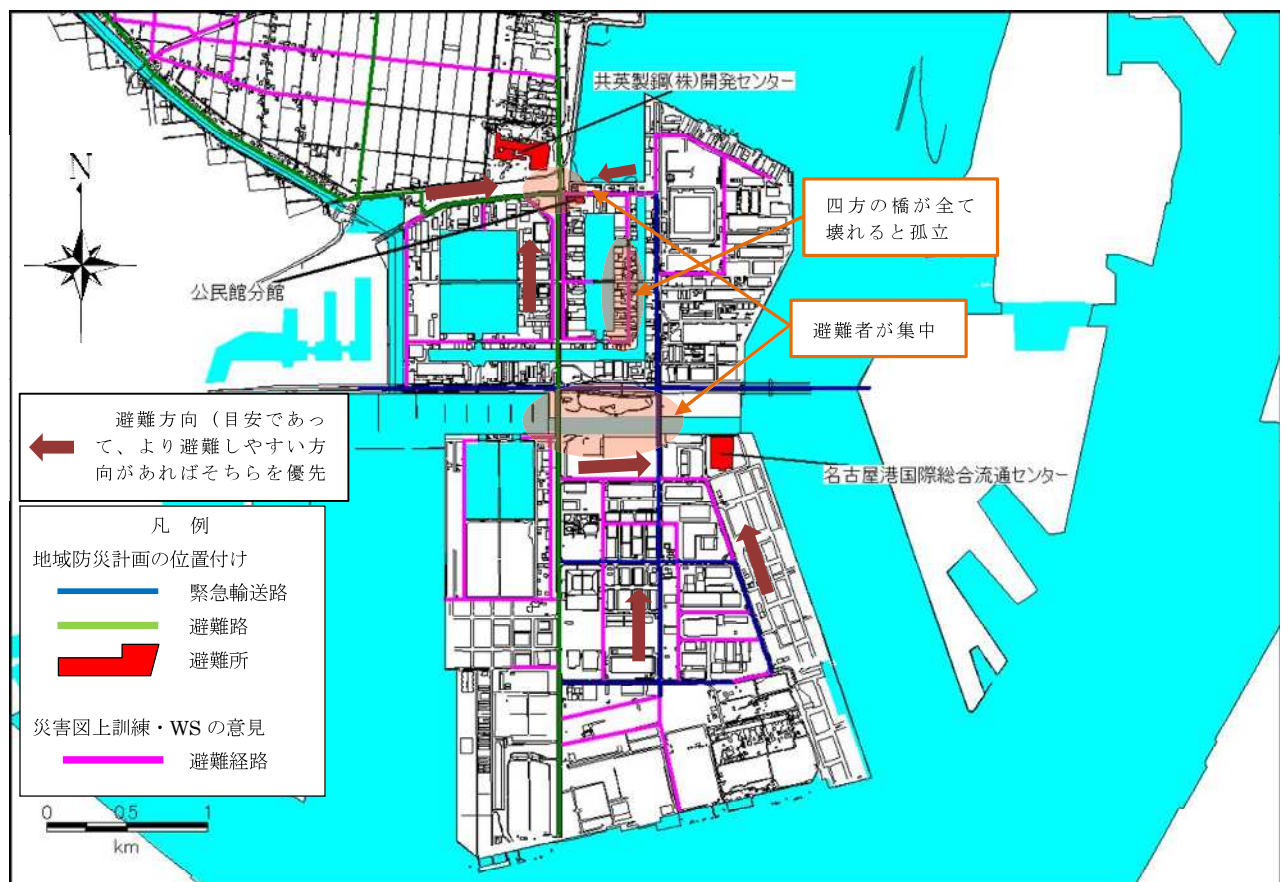


図 2-13-1 臨海工業地域における津波避難計画図

資料編



目 次

資料1	避難速度の考え方	1
-----	----------------	---

【避難速度の考え方】

避難速度の考え方は、下記の考え方で整理した。

次ページ以降にそれぞれの考え方により整理した避難経路を示す。

1) 要配慮者避難を踏まえた避難速度

「飛島村津波避難対応計画」本編において徒歩による避難速度を、要配慮者の存在に留意し 27m/分と設定した。避難準備時間を 10 分と設定して各津波一時待避所へ津波到達よりも前にたどり着ける距離を次頁の表のように算出する。下の（ア）の式で求められる値を道路ルートに即した避難可能距離とする。なお、避難手段は原則徒歩と想定する。

$$\{(\text{津波到達時間} - 10 \text{ 分})\} \times 27\text{m/分} \cdots \cdots (\text{ア})$$

ただし、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者が、長距離を移動することは、現実的に困難であると考えられるため、避難可能距離の上限を概ね 1,600m と設定する。

2) 要配慮者以外の避難速度

1) で設定した避難速度の他、要配慮者以外の住民の避難速度を参考として整理した。

避難速度は、要配慮者を踏まえた避難速度（ア）の倍の速度と設定し、（イ）の式で求められる値とした。

$$\{(\text{津波到達時間} - 10 \text{ 分})\} \times 54\text{m/分} \cdots \cdots (\text{イ})$$

1) 要配慮者避難を踏まえた避難速度 (27m/分)

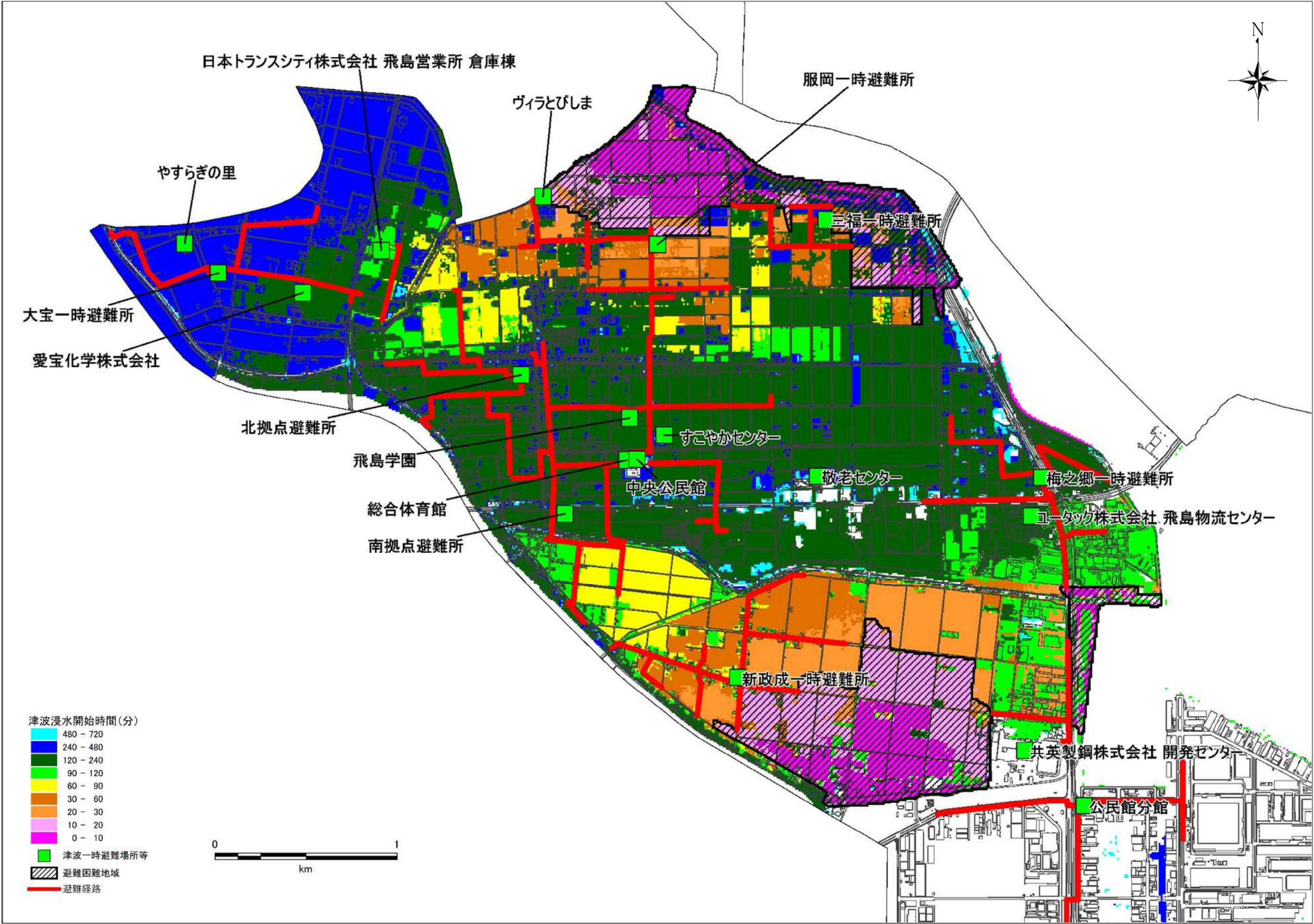


図1 要配慮者避難を踏まえた避難速度 (27m/分) (堤内地)

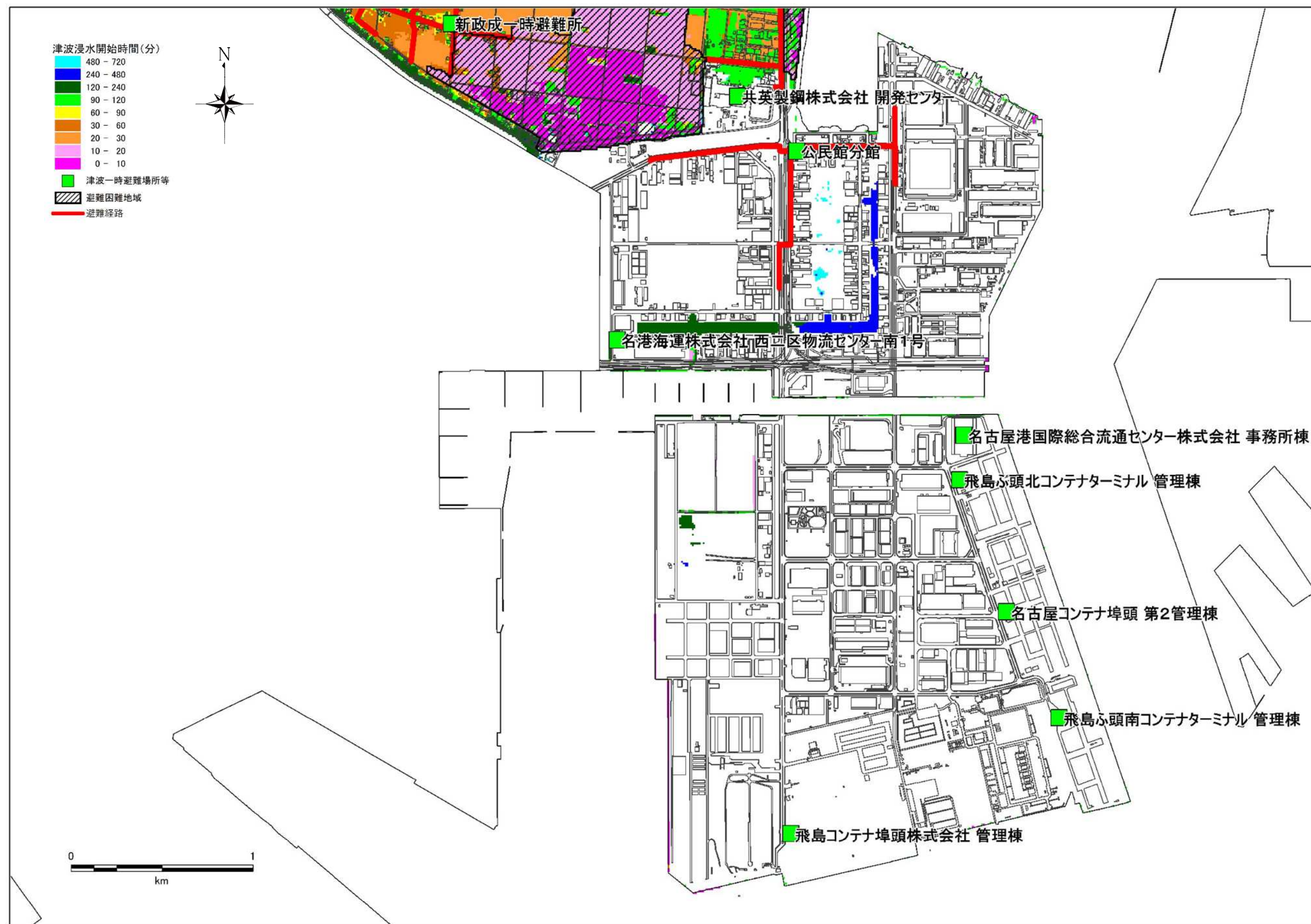


図2 要配慮者避難を踏まえた避難速度(27m/分)(堤外地)

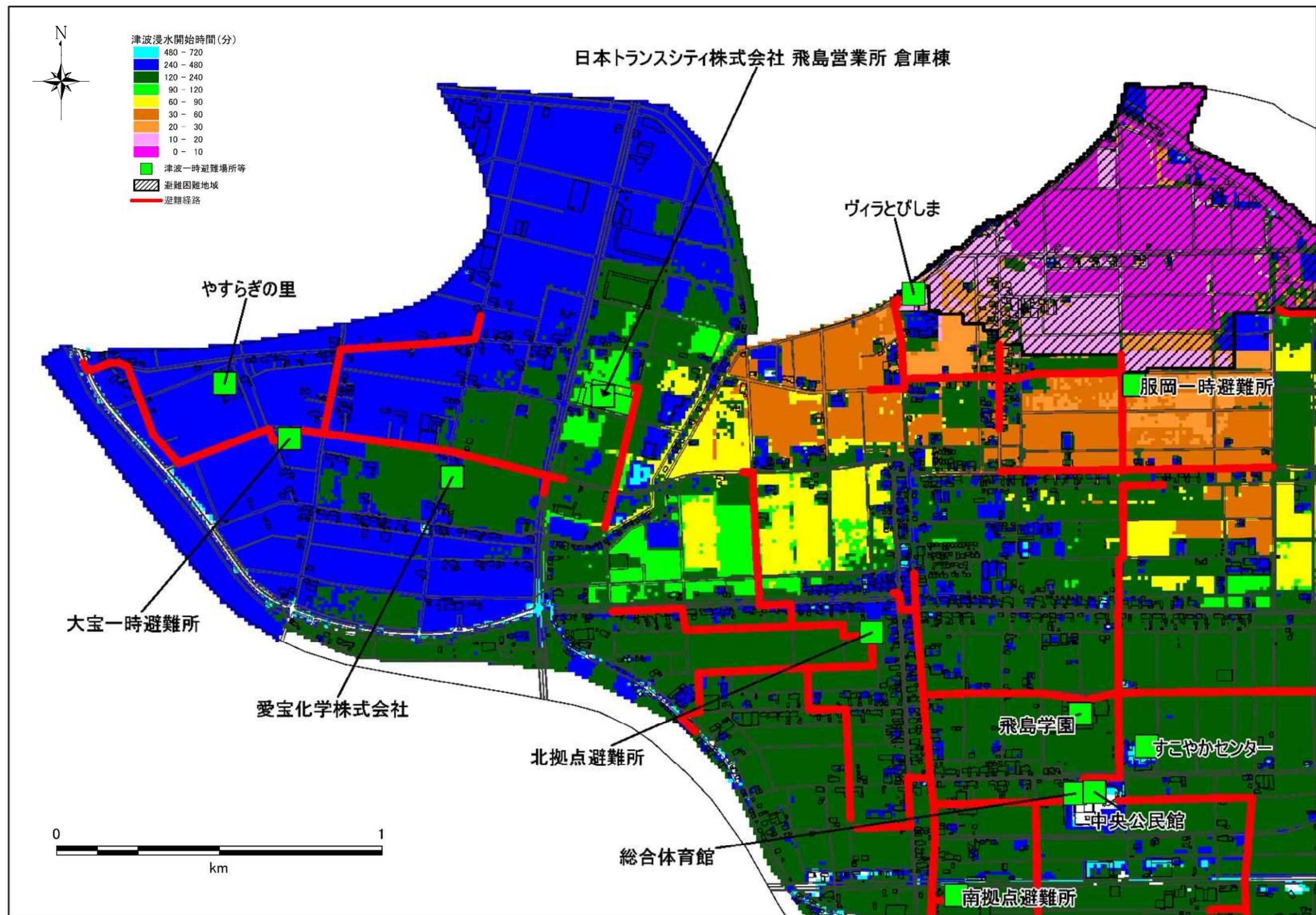


図3 要配慮者避難を踏まえた避難速度(27m/分)(拡大図①)

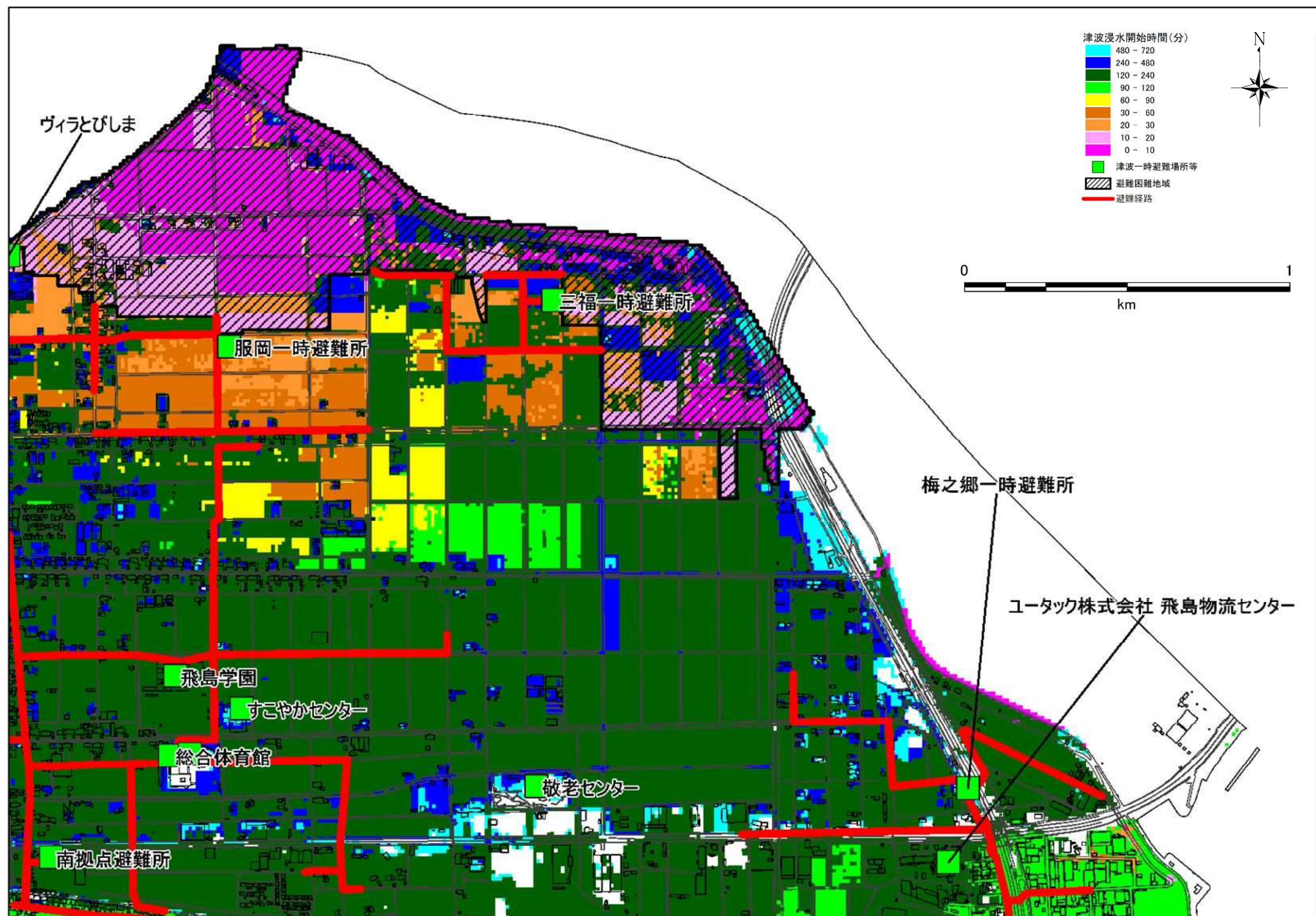


図4 要配慮者避難を踏まえた避難速度(27m/分)(拡大図②)

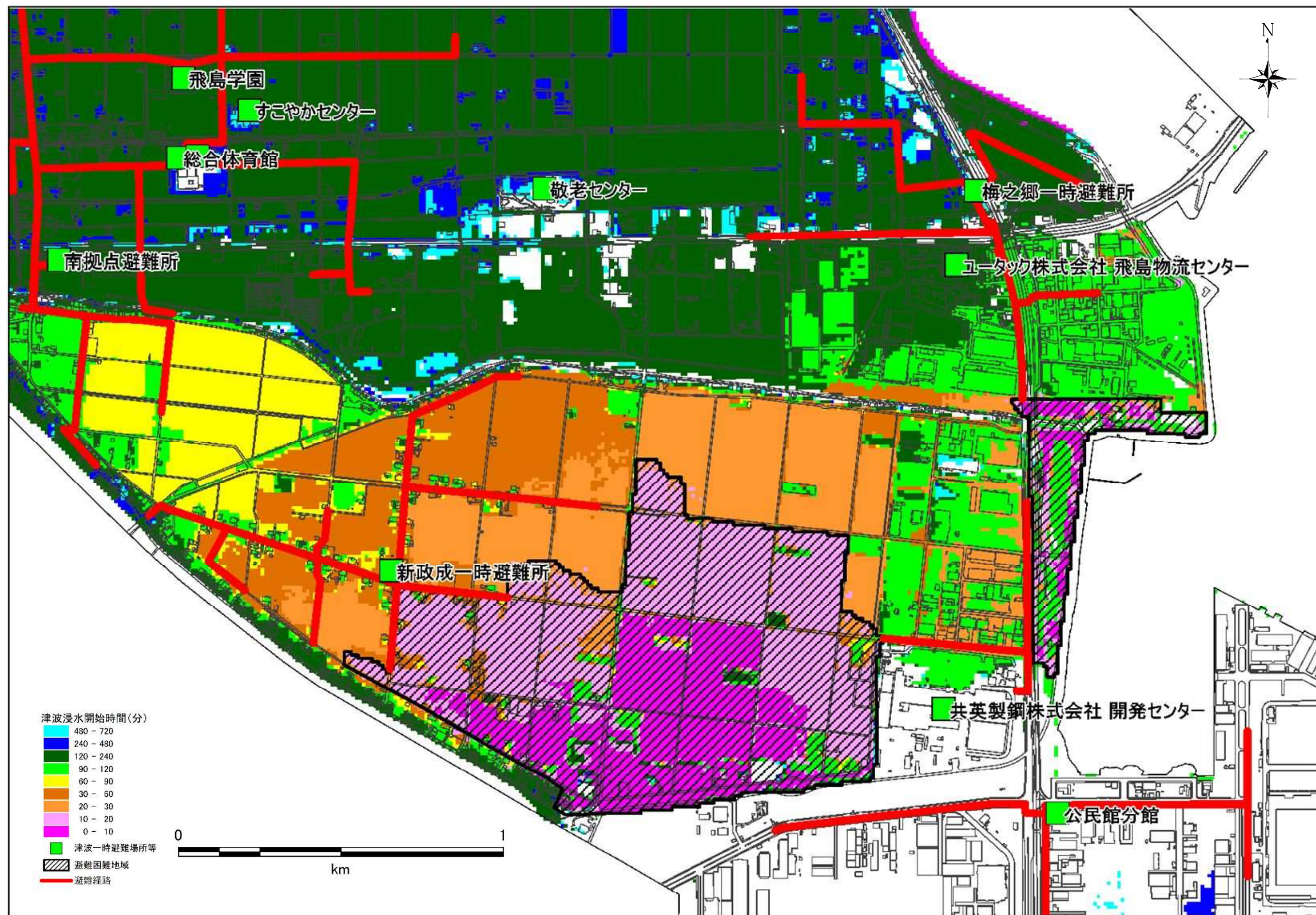


図4 要配慮者避難を踏まえた避難速度(27m/分)(拡大図③)

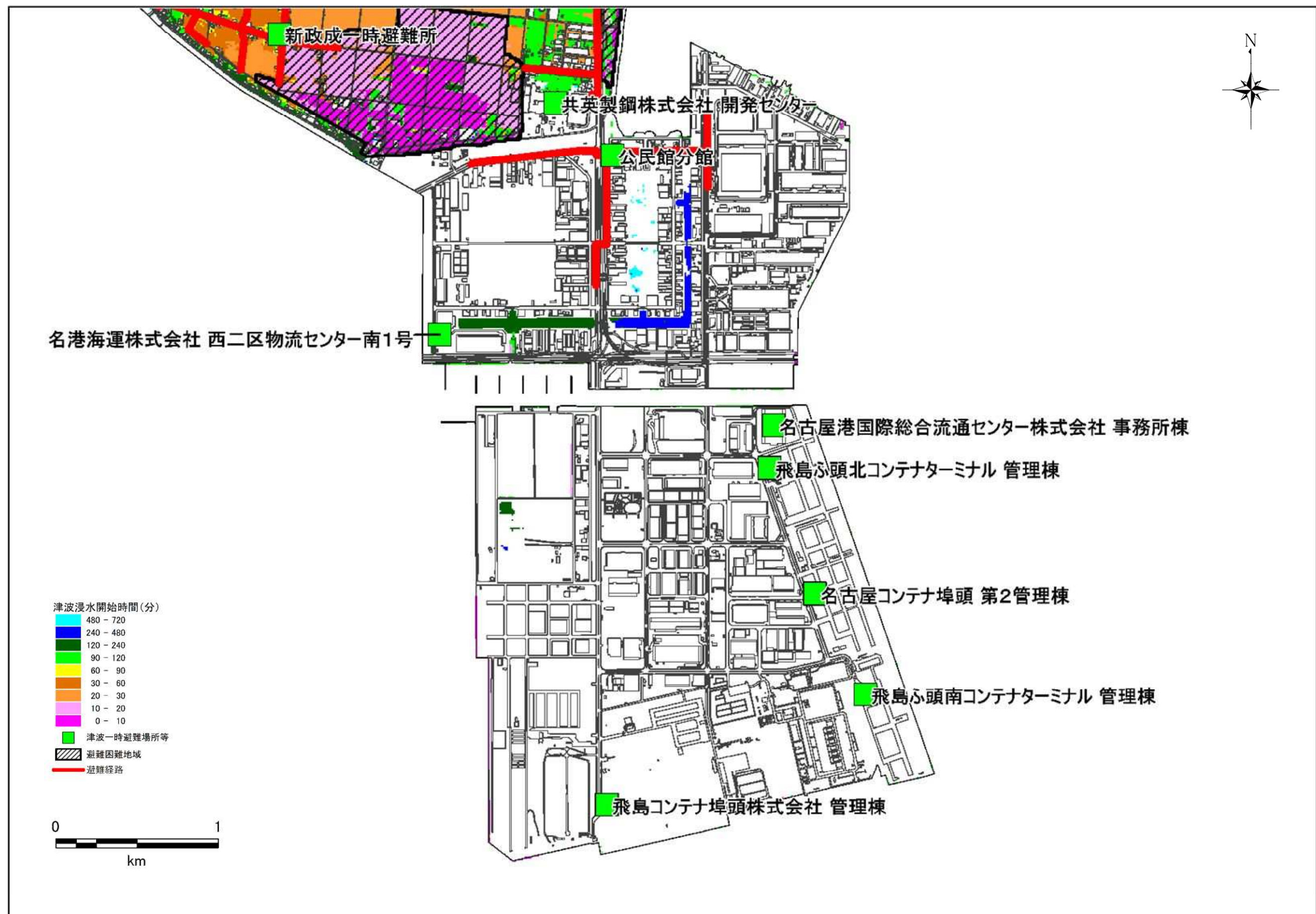


図5 要配慮者避難を踏まえた避難速度（27m/分）（拡大図④）

2) 要配慮者以外の避難速度 (54m/分)

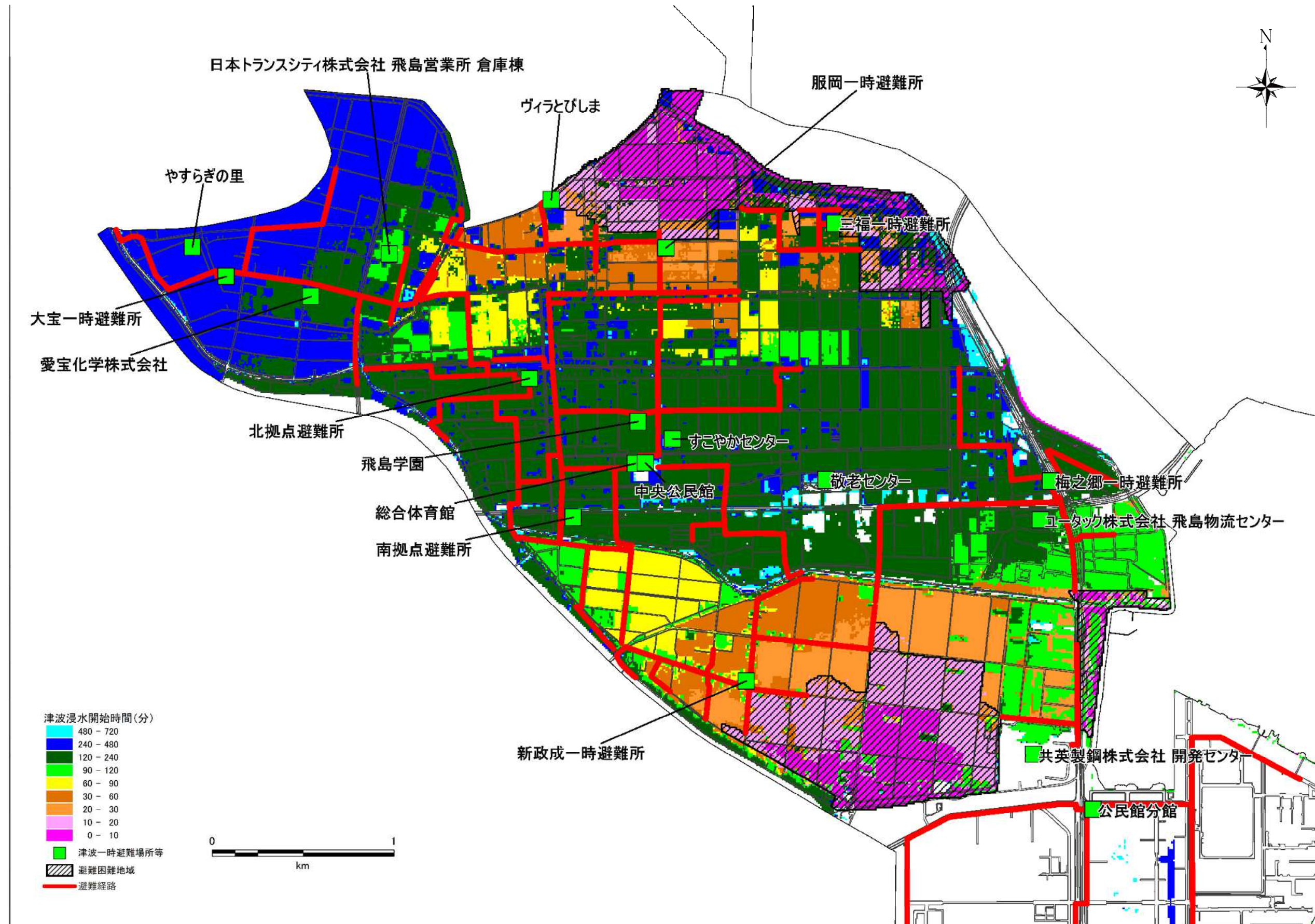


図6 要配慮者以外の避難速度 (54m/分) (堤内地)

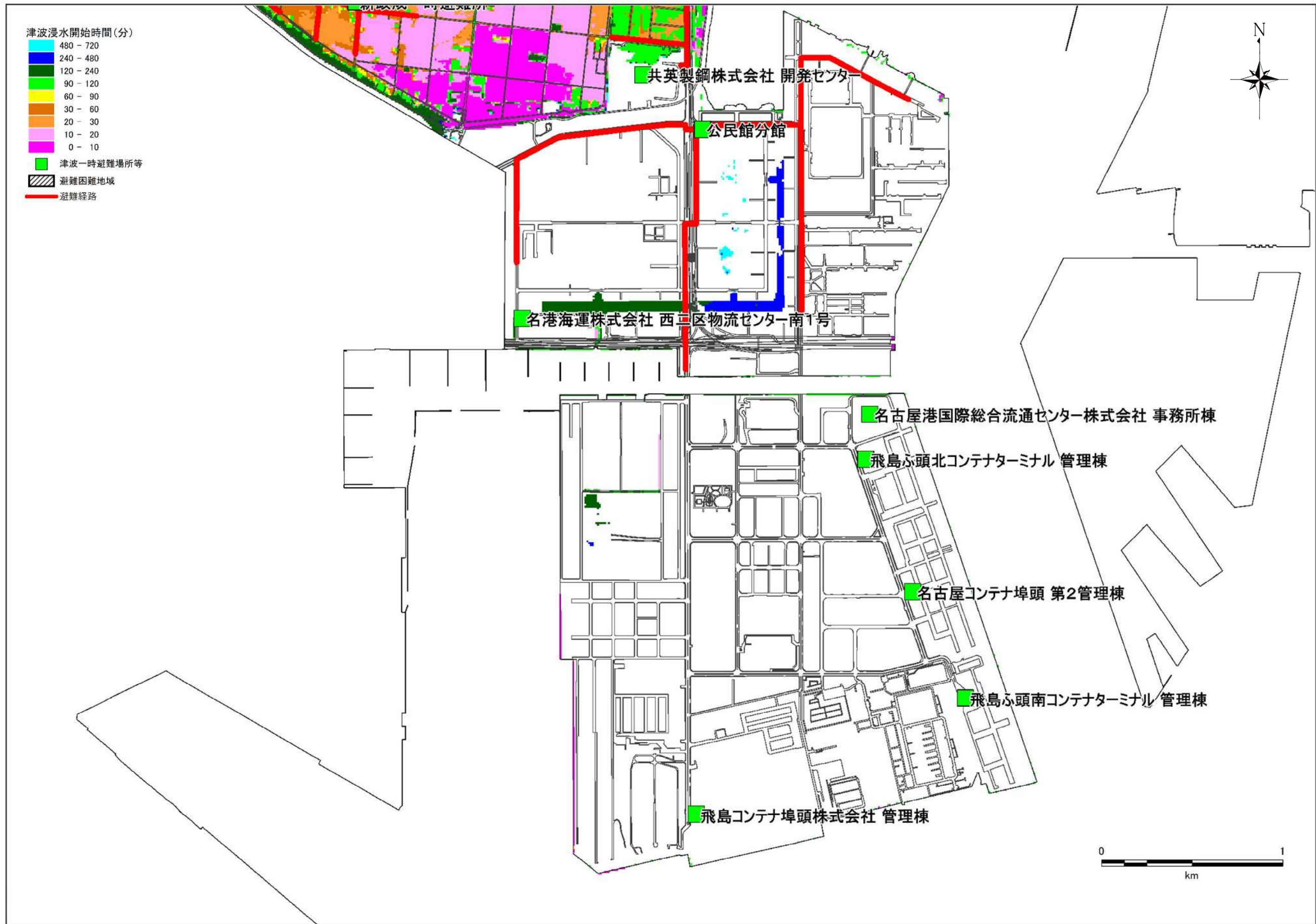


図7 要配慮者以外の避難速度(54m/分)(堤外地)

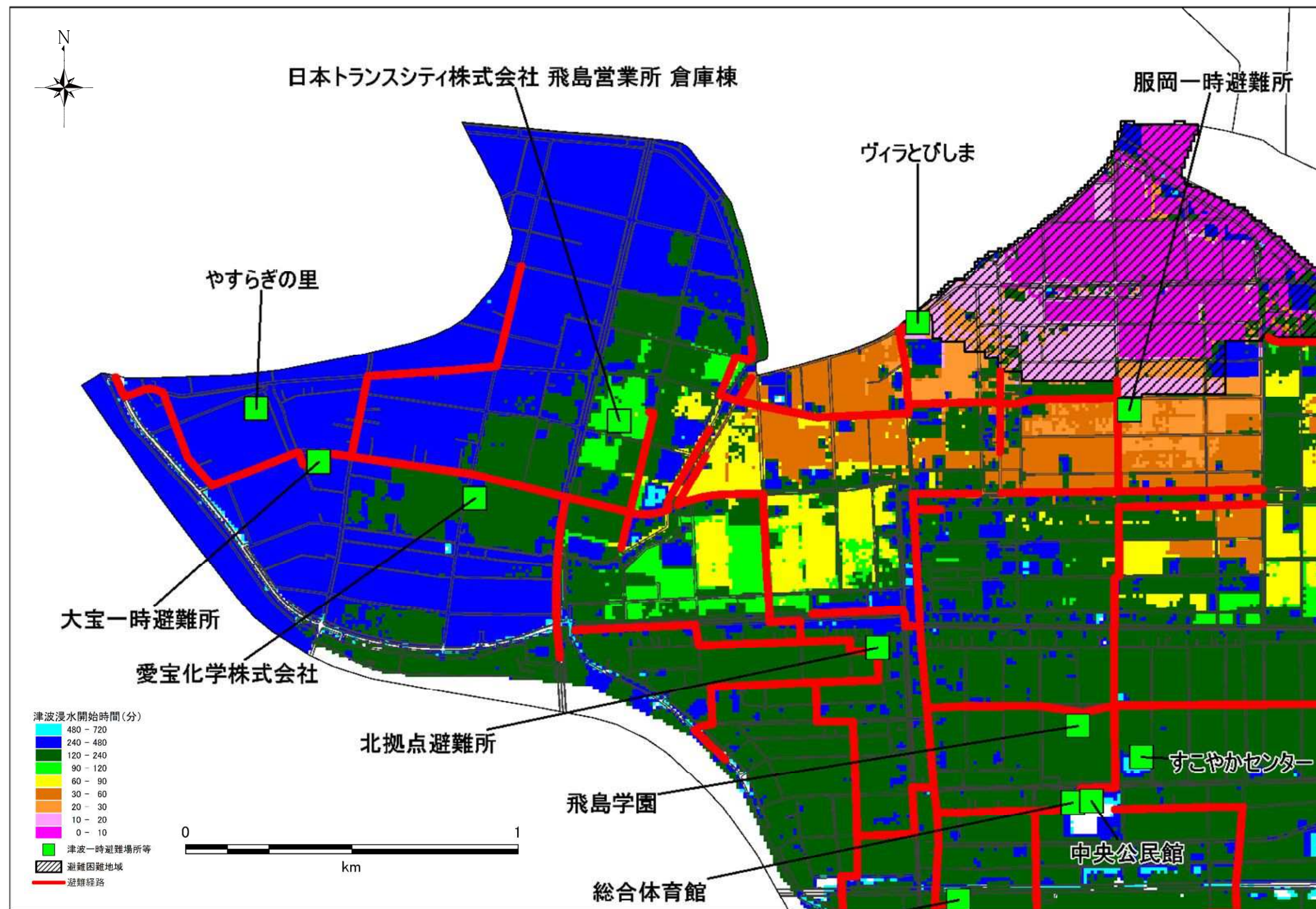


図8 要配慮者以外の避難速度(54m/分)(拡大図①)

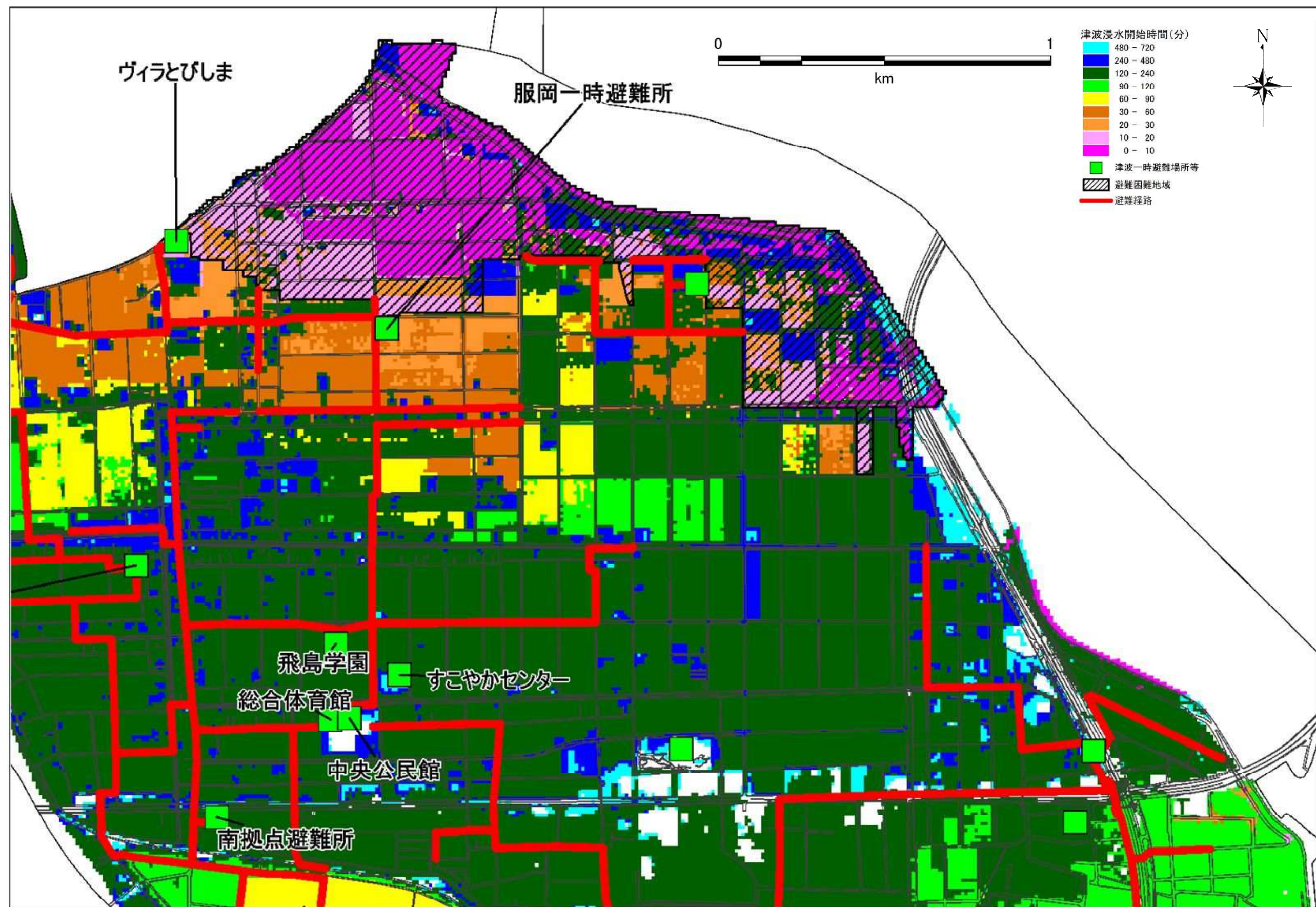


図9 要配慮者以外の避難速度（54m/分）（拡大図②）

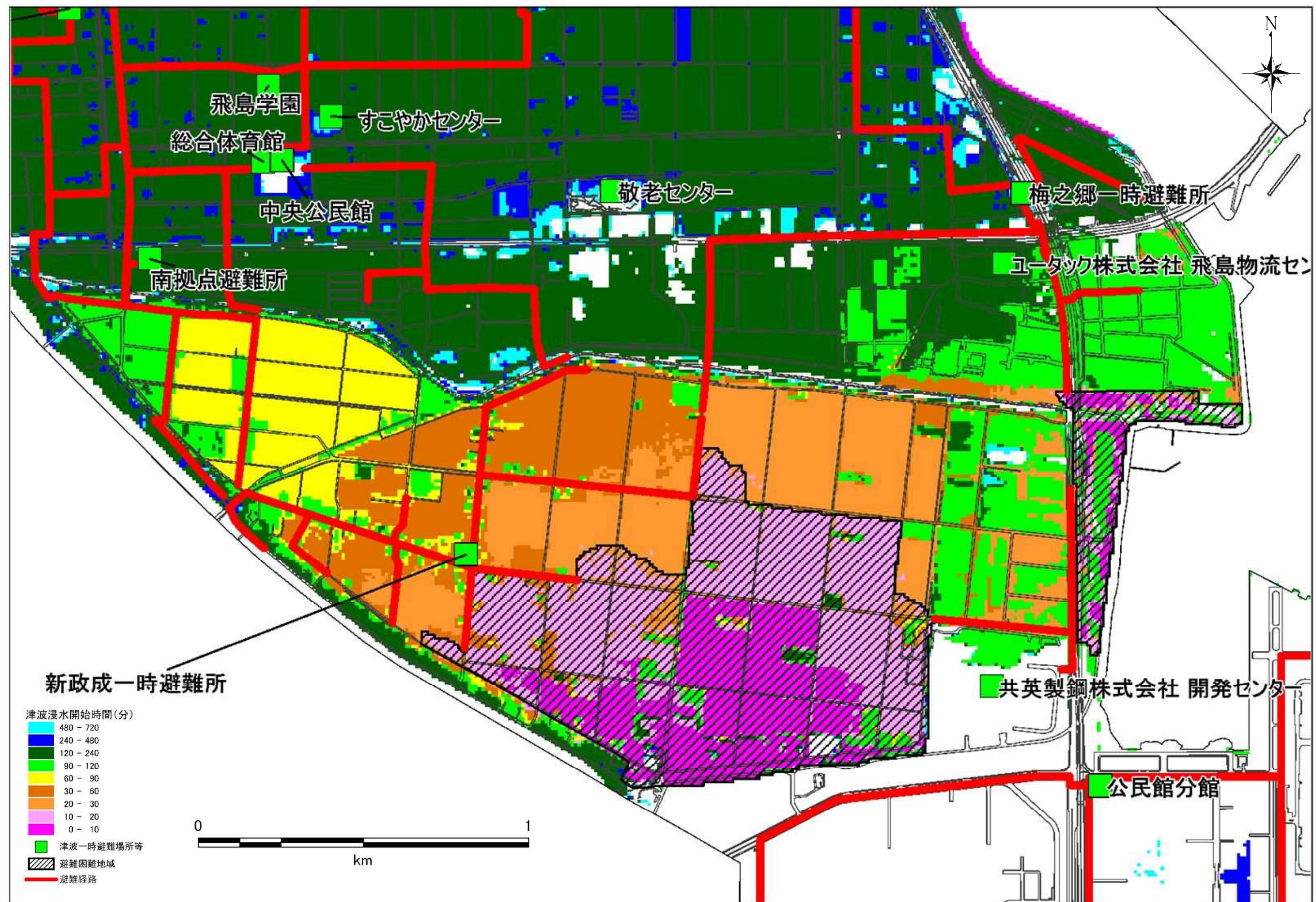


図 10 要配慮者以外の避難速度 (54m/分) (拡大図③)

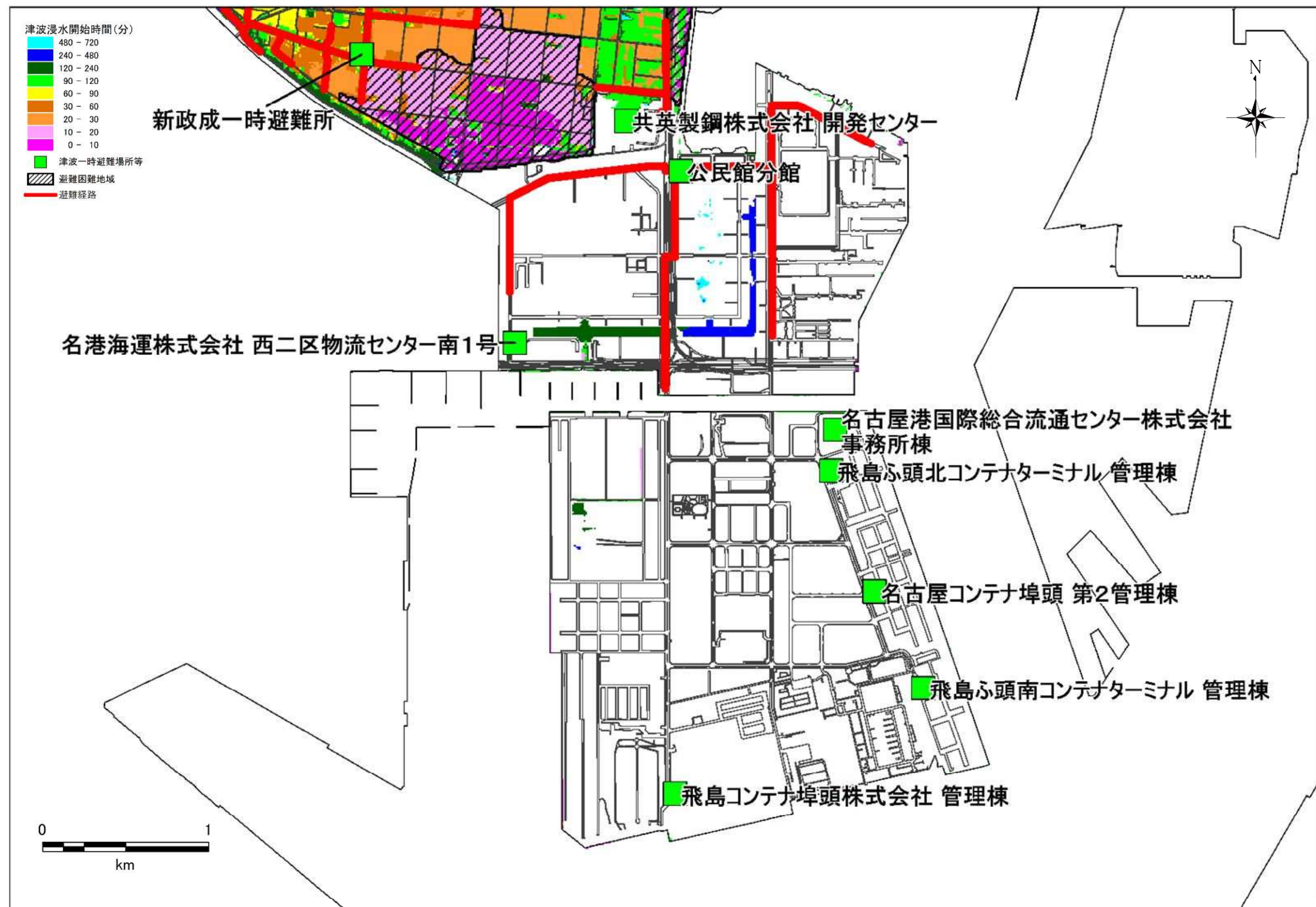


図 11 要配慮者以外の避難速度 (54m/分) (拡大図④)